

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第4章 公益信託認可の申請等

第4章 公益信託認可の申請等	1
第1節 信託行為	1
第1 信託行為(総論)	1
第2 信託行為の記載事項(各論)	5
第2節 公益信託認可の申請等	33
第1 行政庁(公益信託法第3条)	33
第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)	35
第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)	44
第4 公益信託の変更の届出(公益信託法第14条)	47
第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)	49
第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)	49
第7 公益信託の終了・継続(公益信託法第23条、第24条)	50
第8 信託の終了の届出(公益信託法第25条)	51
第9 清算の届出(公益信託法第26条)	51

第4章 公益信託認可の申請等

第1節 信託行為

第1 信託行為(総論)

- 公益信託における信託行為は、「信託契約」(信託法第3条第1号)又は「遺言」(同条第2号)の方法にて行うこと(公益信託法第4条第1項)とされている。受益者が存在しない公益信託については、自己信託では委託者と受託者が同一であるため受託者に対する監督が観念し難い¹ことを踏まえ、信託宣言(自己信託)による方法では行うことが出来ない。
- 信託行為(契約・遺言)の効力は公益信託の認可を受けなければ発生しない(公益信託法第6条)。また、公益認可の取消しは、公益信託の終了事由(公益信託法第23条第1項)となる。これは、法人の設立と公益認定が切り離されている公益法人制度²とは大きく異なる。
- 信託行為の定めは、私的自治の範囲で、柔軟に定めることができる。ただし、公益信託の信託行為には、受益者(信託受益権を有する特定の者)の定めを置くことはできない(公益信託法第4条第3項)。また、公益信託法及び信託法の規定やその趣旨を潜脱・没却しないものである必要がある³。

信託行為の定めを踏まえて公益信託認可適合性が判断されること、信託行為の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているものは公益信託法第9条第5号の欠格事由に該当することに留意する。

1 信託契約

- 契約についての民法の原則は、書面等の作成等を要しない(民法第522条)が、①公益信託の認可申請には、信託行為の内容を証する書面の添付が必要(公益信託法第7条第3項第1号)であり、②当該書面は行政庁によって公表されること(公益信託法第21条第2項)から、信託行為における合意の内容は信託契約(書面又は電磁的記録)で明らかにしなければならない。行政庁の審査は、委託者となる者、受託者となる者等の関係者で合意された信託行為を対象に行うことを前提としているが、審査の過程で信託行為の見直しが必要になることも想定されるため、申請の時点では、信託契約の締結(書面で作成する場合は、印紙の添付が必要)は必須としていない。しかし、遅くとも公益信託の認可時点においては、信託行為(信託契約)の定めが細部まで確定している必要がある。また、公益信託認可の対象と信託契約の内容が異なることはあってはならないことであり、公益信託認可の時点で正式に信託契約が締結されていない場合には、認可後、直ちに信託契約を締結の上、行政庁に提出しなければならない。行政庁は、必要に応じ、受託者の意向を踏まえて認可日を調整するものとする。

¹ 信託行為を、委託者＝受託者が単独で作成するため、適切なガバナンスを構築するための牽制が働かない恐れがある。

² 一般社団法人又は一般財団法人として有効に設立されていることが公益認定の前提条件。また、公益認定の取消しを受けても、一般法人としては存続する(公益目的取得財産残額を類似目的の公益法人等に贈与)。

³ 例えば、信託行為において受託者や信託管理人の一定の義務等を軽減することはできない(公益信託法第3条第1項、読替信託法第29条第2項ただし書等)。

なお、認可申請に添付した信託行為の定めと異なる内容の信託行為を成立（信託契約の締結）させた場合、公益信託法第30条第1項第1号の「不正の手段による公益信託認可」に該当し、公益信託認可の取消しの対象となり得る可能性がある。

【信託行為の成立（契約の締結）と公益信託の効力発生の関係】

- 認可前に信託行為を成立（契約の締結）する場合は、原則として、①行政庁の認可を停止条件とする方法、②行政庁の認可日を始期と定める方法を原則とするが、③合理的な理由があれば、公益信託認可後の特定の日付（例えば、公益信託認可後の翌月の1日）や認可後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容される（第3章第1節第2の1（1）参照）。なお、認可前に作成した信託行為に関する契約書には、1通あたり200円の印紙税が課される（印紙税法別表第1第12号）。
- 認可後に信託行為を成立（契約の締結）する場合は、原則として信託行為の成立の日を効力発生とするが、合理的な理由があれば、信託行為の成立後の特定の日付（例えば、信託行為の成立の日の翌月の1日）や信託行為の成立後3か月以内で委託者及び受託者が合意する日とすることは許容される。なお、この場合、印紙税は減免される（印紙税法別表1）。

2 遺言

- 遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じる（民法第985条第1項）ものであり、読替信託法第3条第2号の方法に基づく遺言信託による公益信託認可の申請は、以下の事情を踏まえ遺言者死亡後に行われることになる。
 - （1）遺言者は、遺言の撤回や内容の変更が可能なため、遺言者の生存中においては公益信託に係る内容が削除又は変更される可能性を否定できないこと。
 - （2）遺言により受託者となる者が指定されても、指定された者は公益信託を引き受けるか否かを選択でき（信託法第5条第1項）、公益信託を引き受けない可能性があること。指定された者が引き受けない場合、裁判所が受託者を選任することとなる（信託法第6条第1項）。
 - （3）包括遺贈の場合の遺留分減殺請求への対応等により、公益信託に拠出できる信託財産の確定が遺言者の死亡後となる可能性があること。
- 遺言者は、公益信託制度の趣旨を踏まえ、自らの意思を詳細に遺言書に記載することが望まれるが、現実問題として、必要事項の全てが遺言書に記載されておらず、あるいは、公益信託制度の趣旨に反する事項が遺言書に記載されていることも想定される。

こうした場合に、直ちに公益信託を不認可とすることは適当ではないため、受託者は、遺言者の趣旨に反しないことについて遺言執行者の同意を得て、遺言書の内容を補足し、又は法令の趣旨に反することのないよう修正する内容を申請書に記載することができるものとする。

なお、遺言者の意思を的確に表す公益信託とする観点からは、遺言者の生存中に、その希望する公益信託の内容や遺言書の作成について、想定される受託者等と十分に相談し検討しておくことが望ましい⁴。

⁴ 内閣府は、積極的な情報提供や広報活動等に取り組む。

- 遺言書においては、公益信託に関係しない事項（例えば、相続に関する事項）が記載されていることが想定されるが、「信託行為の内容を証する書面」として申請書に添付し、公表される書類は、公益信託に関連する部分以外は黒塗りをすることができる。

なお、公益信託に直接関係しなくとも、公益信託を運用する上で、拠り所となるべき「信託の本旨」として、遺言者の意図を明らかにする事項（例えば、遺言者の個人的なエピソードなど）は、公益信託に関連する部分として取り扱う。この場合、公益信託に直接関係しない部分について、個人情報保護等の観点から特段の事情がある場合には、受託者は「信託行為の内容を証する書面」を行政庁に提出するに当たって個人情報を黒塗りすることができるものとする。

3 信託行為の定め意義

- 信託行為は、委託者と受託者の合意事項を定めるものであり（遺言信託であれば、遺言者である委託者の意思）、具体的には、公益信託の目的、公益事務の内容、公益信託のガバナンスその他公益信託の運営に関する基本的事項を定めるものである。行政庁より国民向けに公表され、公益信託へ寄附を行う者や公益信託による助成等を受ける者等にとっても、その公益信託の基本となる事項を知る重要な書類となる。
- 信託行為に定められない事項については、信託の本旨を踏まえ個別の信託行為の内容等に照らした合理的な解釈により判断されるが、受託者の判断に委ねられる要素も大きく、委託者が想定しない形で公益信託の運営が行われる可能性も排除されない。委託者や寄附者の想いに従って公益事務が実施されることを確保するためには、公益信託の目的やその内容等だけでなく、受託者及び信託管理人等公益信託の関係者の職務等をできるだけ明確に規定することが望ましい。
- なお、委託者の意思として、公益信託の運営を法令の範囲で受託者の裁量に委ねることは可能であるが、委託者による十分な検討がないまま、単に信託行為に定められなかった結果として、受託者の裁量に委ねられることは適切ではない。このため、公益信託のガバナンス等に係る重要な事項については、法令の原則どおりとする場合であっても、その旨を信託行為において明らかにすることが適切である。受託者は、委託者に対し、法令で信託行為に定めることとされた趣旨をよく説明し、委託者の真意を一つ一つ確認した上で、信託行為を作成することが望ましい⁵。

4 必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項

- 公益信託法第4条第2項及び公益信託規則第1条に、信託行為に「定める事項」が明示されている。これらは、公益信託の審査・監督に当たり信託行為に定められているべき事項であるとともに、信託行為に明確に定めることは委託者の保護の観点からも重要⁶である。また、公益信

⁵ こうしたことを踏まえ、信託行為を含む申請書類の提出について、委託者が承諾したことを証する書類を作成し、申請書類に添付することとされている（公益信託規則第2条第3項第8号）。

⁶ このため、信託行為に定めるべき事項については、信託業法第26条に基づき信託会社が委託者に交付する書面の内容も参考としている。

託を支援する者など様々なステークホルダーにとっても重要な意味を持つと考えられる。

○ なお、信託行為のある定めが複数の事項に該当する場合もあり⁷、定めるべき事項が記載されているか否かについては、信託行為の見出しや規定されている箇所にかかわらず、信託行為全体の中で定められているか否かで判断する。

○ 信託行為に定める事項については、以下のように区分される。

- ・ 必要的記載事項……法令に基づき信託行為に定めなければならない事項で、定めがないと公益信託が不認可となるもの

- ・ 相対的記載事項……対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、定めがなければ不認可となるもの（定めがない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われる。また、定めがない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となる）

（例）公益信託事務を処理する中で、「利益相反行為」を予定していない公益信託にとっては定める必要性はないが、「利益相反行為」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。

- ・ 任意的記載事項……法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項であり、記載がなければ不認可となるものではないが、信託行為の定めを踏まえ、公益信託認可基準の判断が行われる。

委託者その他の信託関係者の理解を促進し、公益信託の適正な運営を図るため、善管注意義務、分別管理義務等の法令上重要な規律について、確認的に記載することも想定される。

5 信託行為の定めと変更認可

○ 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」に該当する規定を変更するときには、変更認可申請が必要となる（公益信託規則第11条第5号括弧書き）。任意的記載事項の変更は、軽微な変更として届出で足りるが、当該変更によって公益信託認可基準に適合しなくなったときは、事後的に、監督上の措置が講じられる可能性がある。

○ 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」についても、重要な事項を信託行為に定めた上で、詳細は公益信託又は受託者自身のガバナンスの下で定められる「規程⁸」や事業計画書において定める旨を規定することもできる。この場合には、規程の変更については、変更認可の対象とはならない。

○ 一般的に、信託行為の内容が抽象的である場合には受託者の裁量の幅が大きく、受託者等にはそれに応じたガバナンスが求められるが、信託行為において公益事務の内容や処理方法等が具体的・明確に定まっている場合に、その定められた範囲内に受託者の裁量は制約される

⁷ 例えば、「公益信託事務に係る重要な意思決定に合議制機関の同意を必要とする」旨の規定は、第5号、第6号、第7号、第13号の全てに該当し得る。

⁸ 規程の制定・改廃の手続については、公益信託事務の処理の方法に関する事項（公益信託規則第1条第7号）として、信託行為において明らかにされている必要がある。

ことから、制約の度合いに応じて、受託者の裁量を規律するガバナンスは簡素化することが可能となる。

受託者や信託管理人のガバナンス、公益信託の運営に当たっての柔軟性の確保の観点から踏まえ、変更認可申請が必要な事項(必要的記載事項及び相対的記載事項)、公益信託のガバナンスの下で変更できる事項(任意的記載事項など)、受託者の裁量により決定できる事項を意識して、信託行為を作成することが望ましい。

【信託行為の様式について】

信託契約書は、「条文」の形式によって記載することが一般的である。契約の各内容を明確に表し、必要に応じて参照が容易である点において、条文による契約書は優れた点が多い。しかし、法律の専門家以外の者が条文形式の文書を作成することは容易ではない。特に、公益信託の信託契約は、多くの事項を定める必要があり、いたずらに条文形式に拘ることは、公益信託のハードルを上げることにつながりかねない。

公益信託の基本的なガバナンス(受託者の義務や、重要な意思決定の手続など)は、公益信託の運営に当たって紛れや混乱が生じないよう、条文形式で定めることが便宜であることが多いと思われるが、公益事務の内容や実施方法などについて、委託者の意思が、客観的に分かる形で示されることは重要であるものの、これらを「条文形式」以外の形で定める方法も考えられる。

例えば、信託契約書の「別紙」として、公益事務に関する事項を表形式で整理することも考えられる(記載すべき内容は、申請書記載事項に係る第2章参照)。

また、例えば、信託財産の運用の範囲については、いくつかの選択肢(例:安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任)の中からチェックするといった方法も考えられる。

公益信託の普及に向けては、信託契約の様式について、委託者や受託者が容易に内容を理解し、作成できるような工夫が行われることが望まれる。

第2 信託行為の記載事項(各論)

【信託行為の記載事項について】

番号・区分	内容	根拠条項
1	公益事務を行うことのみを目的とする定め	公益信託法第4条第2項
2	公益信託の名称	公益信託法第4条第2項第1号
3	信託管理人となるべき者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第2号
4	帰属権利者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第3号
5	委託者及び受託者の氏名及び住所	公益信託規則第1条第1号
6	公益信託の目的	公益信託規則第1条第2号
7	公益事務を行う区域	公益信託規則第1条第3号
8	公益事務の内容	公益信託規則第1条第4号
9	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	公益信託規則第1条第5号

10	受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第6号
11	公益信託事務の処理の方法に関する事項	公益信託規則第1条第7号
12	信託管理人の職務に関する事項	公益信託規則第1条第8号
13	信託事務年度(1年を超えないものに限る)	公益信託規則第1条第9号
14	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	公益信託規則第1条第10号
15	受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第11号
16	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に関する事項	公益信託規則第1条第12号
17	合議制の機関を置く場合に関する事項	公益信託規則第1条第13号
18	利益相反行為及び競合行為を行う場合に関する事項	公益信託規則第1条第14号
19	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	公益信託規則第1条第15号
20	使用する用語の定義	—
21	信託の公示	
22	委託者の権限及び地位の移転	
23	受託者の重要な義務(善管注意義務、分別管理、忠実義務等)	
24	受託者の辞任、解任、新受託者の選任	
25	信託管理人の辞任、解任、新受託者の選任	
26	公益信託の変更手続	
27	公益信託の終了事由と清算手続	
28	守秘義務に関する規定	
29	管轄裁判所の一般的規定	

※「任意的記載事項」は想定されるもの

1 公益事務を行うことのみを目的とする旨について(必要的記載事項)

- 公益信託は、「受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの」(公益信託法第2条第1項第1号)であり、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」を定めなければならない(公益信託法第4条第2項)。
- 「行うことのみ」については、信託行為の中に「のみ」を明記することが望ましいが、信託行為全体を通じて、「公益事務を行うことのみ」を目的とする旨が明確であれば、「のみ」との記載がなくても公益信託法第8条第1号の基準に適合すると判断し得る。なお、「のみ」と記載されていても、信託行為において公益事務以外の目的が記載され、又は、公益事務に該当しない事務を実施することが定められているような場合には、同基準に適合しないと判断することがあり得る(第3章第1節第1参照)。

2 公益信託の名称(必要的記載事項)

- 公益信託を特定するため、公益信託には名称を付す必要がある。「公益信託の名称」は、信託行為において定めることとし、その名称中に「公益信託」という文字を用いることが定められて

いる⁹(公益信託法第4条第2項第1号)。公益信託の名称は、公益信託の認可申請書にも記載を要する(公益信託法第7条第2項第1号)。

- 「公益信託の名称」については、委託者の意思や公益信託の目的及び実態を適切に表現したものでなければならない。例えば、①国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称、②当該公益信託における公益信託の目的や公益事務の内容・範囲とかけ離れた名称、③既存の公益信託と誤認させるおそれのある名称は適切ではない。

なお、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は称号を使用してはならないとされている(公益信託法第5条第2項。公益信託の名称等については、第5章第3節第1参照)。

- 「公益信託の名称」の変更は、軽微な信託の変更(公益信託規則第11条第1号)であり、その変更は届出によって行うことが可能である。ただし、公益信託の名称は、当該公益信託の関係者にとって重要な意義を持つ場合があるため、委託者等の考えに応じて、信託行為において、名称を変更できないこととし、あるいは、名称の変更に特別の手續を定めることなども考えられる。

3 信託管理人となるべき者を指定する定め(必要的記載事項)

- 公益信託法は、信託管理人を必置としており¹⁰、信託管理人は、公益信託のガバナンスの確保に極めて重要な役割を果たすこととなる(第3章第1節第3参照)。
- そこで、信託行為においては「信託管理人となるべき者を指定する定め」を記載し、信託行為の効力が発生すると同時に当該者が信託管理人として活動を開始することが求めている。
- なお、未成年者や受託者は信託管理人になることができない(信託法第124条)ほか、信託管理人について欠格事由が定められている(公益信託法第9条第3号及び第4号。第3章第2節参照)。また、公益信託認可基準として、受託者を監督するに必要な能力を有することが求められる(第3章第1節第3参照)。なお、当該認可基準や、受託者の経理的基礎・技術的能力に係る認可基準に適合するために、受託者の能力や公益信託事務の内容に応じ、信託管理人による監督体制や関与の仕組み、信託管理人による監督事務を継続的に行うことが可能な仕組み等について、信託行為に定めを置くことが必要になる場合がある。
- 「指定する定め」としては、「信託管理人となるべき者」が特定されている必要があり、原則として、次の事項が規定されていることが求められる。
 - ・ 個人の場合……氏名及び住所
 - ・ 法人の場合……名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 帰属権利者となるべき者を指定する定め(必要的記載事項)

9

¹⁰ 信託管理人が欠けた場合で、新信託管理人が就任しない状態が1年以上継続することは、公益信託の終了事由となる(読替信託法第163条第3号)。

- 公益信託が終了後の残余財産の帰属先¹¹が誰になるかは、信託財産を出捐する委託者や公益活動に使われることを期待して公益信託に寄附した者にとって重要な事項である。また、公益信託は、「公益」の名の下で、社会的な信用を得るとともに税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けて活動するため、取得した財産については、公益信託終了後においても、公益目的に使用されることが求められる。
- そこで、公益信託の信託行為には「帰属権利者となるべき者を指定する定め」を記載することを求めている。なお、公益信託法第8条第13号にて「帰属権利者」として信託行為に定めることができる者を限定している(第3章第1節第12参照)。
- また、公益信託の信託財産が委託者の手から実質的に離れていることが求められており¹²、委託者を残余財産の帰属権利者に定めることはできない(公益信託法第4条第2項第3号)。
- 信託行為に定める「帰属権利者となるべき者を指定する定め」の具体的な内容については、例えば次のようなものが考えられる¹³。

(1) 順位を付して複数の個別団体等の名称を明記する方法

この方式は、委託者の意思を明確に示すことが可能であり、委託者保護に資するとともに、公益信託の透明性が確保される。一方、明記された団体の全てが消滅した場合等に公益信託認可基準に適合しなくなることも想定されるため、(イ)の方法で選定される者を最劣後の者とするとも考えられる。また、明記された団体に不祥事等が発生した場合において、当該団体に贈与することが信託の本旨に沿ったものと言えないときは、受託者、委託者及び信託管理人の合意(委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人の合意)で順位の変更等を行い得る旨を記載することも考えられる。

(2) 公益信託法第8条第13号に規定する者の中から信託行為に定める手続(例:信託管理人や合議制の機関の同意等)を経て選定する方法

この方式は、公益信託認可後の状況の変化にも柔軟に対応することが可能であるが、(1)と比較して、透明性が低く、手続によっては受託者の裁量が大きくなることも想定される。

公益信託の存続期間が短い場合や受託者において信託銀行や公益法人のようなガバナンスが確保されていない場合などには、(ア)の方式が望ましい。

帰属権利者の決定が受託者等の裁量に委ねられる場合は、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行使するために必要なガバナンスが求められる。

¹¹ 信託法第182条第1項では、「残余財産受益者」についての規定もあるが、公益信託では受益者の一種である「残余財産受益者」を設けることができない。

¹² このことが、税制優遇の前提となつていると考えられる。

¹³ 公益法人制度においては、贈与先を「認定法第5条第20号に掲げる者」と定めるのみで足りるとしている。これは、①同号に規定する定款の定めは変更することができない(認定法第30条第5項)とされる一方、時の経過により法人の消滅・法人格の変更等があり得ること、②大半の公益法人が期限を定めことなく存続することを前提として考えられること、③公益法人は、法令に基づき法人のガバナンスが確保されていること等を踏まえたものである。受託者の裁量で帰属権利者を定められる場合には、適正な受託者のガバナンス(技術的能力)が求められる。

なお、信託行為の定めに従った結果、残余財産の帰属先が定まらない場合は、国庫（知事が行政庁の場合は、当該都道府県）に帰属する（公益信託法第27条）。

5 委託者及び受託者の氏名及び住所（必要的記載事項）

- 信託行為の当事者を特定するため、信託行為に委託者及び受託者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を定めなければならない。
- 信託行為の内容を証する書面は、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点から、個人である委託者の住所については、非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意向を確認し、委託者等の承諾書（公益信託規則第2条第3項第8号）にて示すものとする（第4章第2節第2の2（6）カ参照）。
- 委託者の地位は、相続によって相続人に承継することはできないが（公益信託法第33条第2項）、受託者及び信託管理人の同意を得て、契約によって移転することも可能である（信託法第146条第1項）。ただし、受託者¹⁴や信託管理人に対する移転は認められない。
- なお、委託者は、信託法の定めにより受託者及び信託管理人の選解任、信託の変更・分割・併合等に一定の権限を有するほか、信託行為の定めるところにより、公益信託の運営に関する権限を有している（信託法第145条第2項、公益信託法第23条第2項等）。このため、委託者の氏名や権限等について透明性を確保することが求められる。
- また、信託行為に委託者の権限が定められるときは、「信託行為の内容に関する事項（公益信託法第7条第2項第5号）」として行政庁によるチェックを受け、透明性が担保されていることが求められる。

（公益信託における委託者の権利）

- 信託法においては、受益者が存在する一般的な信託の処理は、受益者の監視・監督の下に受託者が中心となって担い、委託者の役割は大きなものとはされていない。
- これに対し、信託法第258条に規定する受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）¹⁵においては、受益者の権利を行使すべき者がおらず、受託者に対する監督が十分に行われぬおそれがあるため、委託者によって受託者の監督¹⁶が行われるようにしている¹⁷。
- 公益信託も受益者の定めのない信託であり、受託者に対する監督が問題となるが、信託管理人を必置とすることによりガバナンスを確保することとされている。委託者の権限は、公益信託が

¹⁴ 公益信託において、自己信託は認められていない。また、信託管理人の選解任など委託者の権限を受託者が持つことは適切ではない。

¹⁵ 信託法第258条第1項括弧書きの規定により、同条に規定する受益者の定めのない信託には、公益信託は含まれないことが明らかにされている。このため、公益信託には、信託法第11章の規定は適用されない。

¹⁶ 目的信託の委託者は、受託者の解任権（信託法第58条）、受託者に対する損失補填等の請求権（同法第40条）、受託者の権限違反行為の取消権（同法第27条）、受託者の法令等違反行為の差し止め請求権（同法第44条）などを有する等（同法第260条）等の権限を有している。

¹⁷ 目的信託については、濫用防止等の観点から、存続期間が20年を超えることができない（信託法第259条）、また、暫定的なものとして純資産が5,000万円を超える等の要件を見た法人しか受託者となれない（信託法附則第3項及び第4項、信託法施行令第3条）等の規律が設けられている。

委託者の私的利益のために用いられることはあってはならないことから、委託者による不適切な影響力の行使を排除することに重きを置き、委託者の影響力を制限するような規定が置かれている。

【委託者の権利・権限を制限する仕組み】

- ・ 信託財産が委託者に戻ることがないことを確保するため、委託者を帰属権利者としてとができず(公益信託法第4条第2項第3号)、信託法第182条第2項及び第3項が適用される余地がない(公益信託の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときには国庫又は都道府県に帰属する(公益信託法第27条))
- ・ 信託行為に別段の定めのある場合を除き、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)
- ・ 委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない¹⁸(公益信託法第33条第2項)
- ・ 公益信託認可の基準として、委託者及びその親族等に対し特別の利益を与えるものではないこと(公益信託法第8条第5号、公益信託令第1条)
- ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者等である者(公益信託法第9条第3号)

このほか、

- ・ 委託者及びその親族等は公益信託の設定者として「関連当事者」に該当し、公益信託との取引について開示することが求められる。
- ・ 「公益事務」というためには、受託者が公益事務を処理するに際して、委託者による不適切な影響力の行使を排除し、適正な公正性・専門性等が求められる。

○ しかしながら、委託者は、公益信託の目的の達成に向け、その適正な運営を確保する強い動機を持つと考えられ、受益者が存在しない公益信託事務の適正な処理を確保する上で、重要な役割を果たし得る存在である。また、委託者の意向が公益信託の目的と一致する限りにおいて、委託者の意向を踏まえた公益信託の運用を行うことは、公益信託財産の提供者の満足度を高め、最終的には民間公益の活性化に資することにもなる。

こうしたことを踏まえ、信託行為において委託者の権限を定めることは可能であるが、その際には、以下の点に留意することが求められる。

【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意点】

¹⁸ 委託者の相続人が必ずしも公益信託の目的に賛同する者であるとは限らないこと、また、相続人が多数の場合等に公益信託の迅速な意思決定が困難になるおそれがあることなどによる。なお、委託者の地位を契約により移転することは可能であるが、その場合は、公益信託法第12条第1項に基づく信託の変更手続が必要となる。

- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要がある、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない¹⁹。信託行為において、法令に反しない範囲で、公益信託事務の処理に当たって委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない。その際には、公益信託が「特別の利益」(公益信託法第8条第5号)に該当するような委託者の私的利益のために用いられることがないよう配慮することが求められる。
- ・ 信託行為において、委託者の権限が定められている場合には、(1)公益信託認可の審査に当たっては、公益事務に該当すると判断できるか²⁰、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されているか(技術的能力)²¹、委託者等に特別の利益を与えるものでないと判断できるか審査するとともに、(2)監督に当たっては、実態として不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか、特別の利益を与えることとなっていないかについてチェックされることとなる²²(公益信託法第8条第5号、第6号、公益信託令第1条)。

(複数の委託者がある場合)

- 夫婦、兄弟、企業と創業者等複数の者が共同して公益信託の委託者となることも想定される。共同委託において委託者間の考え等が異なり、必要な時期に必要な権限が行使されないことや委託者間で矛盾した権限が行使されると、円滑な公益信託事務の処理に支障をきたすおそれがあることに留意する²³。

(信託管理人の選解任)

- 信託管理人の選解任に関する権限は、委託者の重要な権限である。信託管理人が1人の場合、信託法においては委託者が単独で信託管理人を解任できる状況となり得る(信託法第128条第2項、同法第58条第1項)ことにも留意し、公益信託の適切なガバナンスを確保する観点から、信託行為において適切な定めを置くことが望ましい(信託管理人の選任方法については、第3章第1節第3の2参照)。

¹⁹ 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。その際には、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。委託者の助言や指示等は、受託者の義務を軽減する理由とはならず(信託法第29条第2項ただし書の規定は、公益信託法第33条第1項の規定により適用除外とされる)、委託者の助言や指示等があったとしても、信託の目的に沿わない行為をしたときには、受託者の損失填補責任その他の責任は免れない。

²⁰ 委託者の指示通りに公益事務を処理する場合には、公益性が確保できず、公益事務と判断されない可能性がある。

²¹ 受託者が、委託者の指示等の合理性を判断し、場合によってはそれに反して事務を処理することができると判断できない場合には、行政庁は、受託者に技術的能力がないと判断し得る。その際には、合議制機関や信託管理人の関与など枠組み全体で判断する。

²² 受託者が委託者の助言等に従った事務処理を継続したことのみをもって不適切であると判断されるべきでないことに留意する。

²³ 信託行為において、①委託者間の合意等で行使内容を決定するが、委託者の権限を行使できる者を1人に限定する、②意見等が異なった場合に優先させる委託者を特定しておく、③委託者毎に行使できる権限を特定する方法等の対応も考えられる。

【委託者の権限について】

私益信託において、委託者は信託行為の当事者ではあるものの、受託者との間の権利義務関係は主たる利害関係者たる受益者との間で規律されている。一方で、信託を設定した委託者は信託目的が達成されるか否かについて、相応の利害を有すること等を踏まえ、信託法において次に掲げるような権限が与えられている。ただし、これらの権限については、委託者が放棄を望む場合は、これを禁止する理由はないとして、信託行為においてその一部又は全部を有しない旨定めることができるとしている(信託法145条1項)。

ア 信託の監視・監督的機能

- ・ 信託事務の処理の状況についての報告請求権(36条)
- ・ 受益者の選解任に係る権限(辞任の同意(57条1項)、受益者との合意による解任(58条1項)、受益者との合意による受託者の選任(62条) など)
- ・ 信託管理人の選解任に係る権限(辞任の同意、受益者との合意による解任等(128条)、受益者との合意による新信託管理人の選任(129条) など)

イ 信託の基礎的な変更に関する権利

- ・ 信託の変更に係る合意等(149条1項・3項1号) など
- ・ 信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割の合意(151条1項、155条1項、159条1項)
- ・ 受益者との合意による信託終了(164条1項) など
- ・ 信託財産の保全処分(169条1項)、

ウ 財産出捐者としての地位

信託の終了時の法定帰属権利者(182条2項)

エ 利害関係人としての権限

上記のほか、委託者は、信託法上、利害関係人が有する権限を行使する。

加えて、信託法上、委託者が原則として有しないこととされている次のような受益者の権利についても、信託行為の定めによって、その全部または一部を受益者とともに有することとができることとしている(145条2項)。

- ・ 受託者等による権限違反行為の取消(27条1項・2項)、差し止め(44条) など
- ・ 利益相反行為の取消し(31条6項・7項) 受託者の競合行為に対する介入(38条1項)
- ・ 帳簿等の閲覧請求(38条1項)
- ・ 受託者・受託法人の理事等に対する損失の填補・現状の回復の請求(40条1項、41条)

さらに、信託財産の運用指図を行う権利など、受益者の権利と競合しない権利を委託者に付与する旨を信託行為に定めることは可能と解されている。

6 公益信託の目的(必要的記載事項)

○ 「公益信託の目的」は、公益信託の「本旨」を明らかにするものであり、受託者の行為基準としての意味を有することとなる。「公益信託の目的」は、以下のとおり公益信託の運営に当たって根幹となる概念である。

- ・ 公益信託の目的の達成又は不達成は、公益信託の終了事由となり(信託法第163条第1

号)、公益信託の目的の変更は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる(公益信託法第12条第2項)。

- ・ 受託者の権限の範囲を明確にする(信託法第26条)とともに、受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法第29条第1項)、信託の目的の達成のため忠実に信託事務の処理その他の行為を行わなければならない(読替信託法第30条)。
 - ・ 信託管理人の権限の範囲を明確にする(読替信託法第125条第1項)とともに、信託管理人は、信託の目的の達成のため誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない(読替信託法第126条第2項)。
 - ・ その他、読替信託法に基づく各種行為規範(同法第31条(利益相反行為の制限)、同法第149条(信託の変更・関係当事者の合意等) など)となっている。
- また、公益信託の目的と公益事務の目的は、一致することが原則(第2章第1節第3参照)であり、公益信託認可申請の審査や監督においては、公益信託の目的に即して公益事務が実施されるかチェックされることとなる。
- 「公益信託の目的」については、このような規範として活用されることを前提に、委託者の意思を踏まえて明確に示すことが求められる²⁴。また、公益信託の目的は類似の目的の範囲内であれば信託行為の変更により変更することは可能(公益信託法第12条第2項)だが、委託者が公益信託の目的の変更を望まない場合に、これを禁止する定めを置くことも可能となる。
- 公益事務は多種多様な事務が含まれるが、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と記載するだけでは、公益信託の目的が特定されているとは言い難い。公益信託の運営によってその指針となるよう、どのような公益を目的に、どのような事務を実施するか²⁵が明確になるよう定めることが求められる。例えば、次のような例が考えられる。
- ・ 奨学金支給……学業に意欲を持ちながら経済的に恵まれない学生に奨学金を支給する公益事務のみを行い、もって我が国の将来に寄与する人材を育成することを目的とする。
 - ・ 癌治療研究助成……癌の早急な根治療法の確立を目指して、癌治療研究者の研究活動を支援する公益事務のみを行い、もって学術の振興と福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - ・ 子ども食堂の運営……経済的に恵まれない子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供する公益事務のみを行い、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。

²⁴ 公益信託法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする」旨を定めなければならないとされているが、公益信託の目的として、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と定めても、どのような事業を行い、どのような公益の実現を目指すかが明らかではないため、受託者や信託管理人の行為規範として機能しない。

²⁵ 公益信託の目的の範囲内で、公益事務の内容を変更することも想定され、公益事務の内容を網羅的に記載する必要はないが、具体的にどのような公益事務を行うかが公益信託の目的において明らかにされる必要がある。なお、公益信託の目的が抽象的である場合には、受託者の権限(公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限)も広がり、受託者に、より高度なガバナンスが求められる(第3章第1節第1(2)②ア参照)。

- 公益事務が、公益信託法別表のどの事務に該当するかは、申請書において説明する。信託行為に定める公益信託の目的を、公益信託法の別表に沿って定める必要はなく、委託者の意思に即した公益目的を定める。ただし、特定の者や特定集団の利益を目的とし、又は、社会通念に照らして明らかに公益に反する内容を目的と掲げられている場合などには、公益事務に該当しないと判断され得る(第2章第1節第3参照)。

7 公益事務を行う区域(必要的記載事項)

- 行政庁を適切に決定することができるよう、「公益事務を行う区域」について信託行為において定める必要がある(第4章第2節第1参照)。
- 「信託行為の定め」は、必ずしも都道府県名を示す必要はなく、合理的な解釈によって行政庁を特定し得る限りにおいて、都道府県より小さい区域(例えば、市区町村名)や定義が明確ではない地域(例えば、湘南、同一都道府県内の〇〇市周辺地域)や、都道府県をまたがる地域(例えば、関西、名古屋圏)を定めることも可能である。

8 公益事務の内容(必要的記載事項)

- 申請書に記載される「公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)」は、行政庁において当該事務の公益事務該当性を判断するために必要な事項が記載されている必要がある(第2章第1節第3参照)。公益事務該当性を判断するための情報は多岐に渡り、信託財産に関する事項、受託者の職務に関する事項、公益信託事務の処理の方法に関する事項、合議制機関を設ける場合にはその職務に関する事項など幅広い分野に渡る。
- これらの全てを、信託行為の「公益事務の内容」と整理することも可能であるが、信託財産に関する事項のうち、公益事務該当性に係る部分は公益事務の内容として記載し、それ以外は信託財産に関する事項として定めるような場合には、規定が複雑になり、分かりにくくなるおそれがある。このため、公益信託規則第1条第4号に規定する「公益事務の内容」は、公益信託法第7条第2項第4号に規定する「公益事務の種類及び内容」とは、その意義が異なるものと解して差し支えない。
- その前提で、「公益事務の内容」は、少なくとも、公益信託の目的を実現するため、
 - (1) 幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか
 - (2) 受益の機会がどのような者に与えられるか(公益事務の性質に照らして明らかな場合を除く。)

について規定する必要がある。これは、委託者が、その財産を活用して、誰を対象に、どのような公益事務を行わせるかを規定するものであり、委託者の想いを踏まえて明確に規定することが求められる。

例えば、次のような内容が考えられる((1)、(2)は上記本文に対応)。

- ・ 【(2): ●●県内の高等学校に在籍する生徒】に対する【(1): 奨学金の給付】
- ・ 【(2): 国内の大学、研究機関において癌に関する基礎及び臨床研究を行う研究者】に対する【(1): 研究助成金の支給】

- ・【(2):就学のために自宅等からの通学が困難な●●県及び●●県内の大学生及び大学院生】に対する【(1):学生寮の提供】

- 公益信託の目的の範囲内で幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に小さな規模で行う公益事務²⁶については、信託行為に明示的な定めがなくとも、公益信託のガバナンスの下で受託者が実施することは可能であるが、委託者の意思としてそうした付随的な公益事務を実施しないこと、あるいは具体的な付随的な公益事務を実施することを定めることは差し支えない。

付随的な公益事務としては、例えば、奨学金の給付事業において奨学生の交流会の開催、助成金の支給事業における助成に係る研究成果の発表会などが考えられる。少なくとも、幹となる事業と比べて1割以上の費用を必要とするような場合は、委託者の意思を明確にする観点からも信託行為に定める必要がある。

- 信託行為において、「公益事務の内容」が明確に定められていない場合には、公益事務の具体的内容の決定が受託者の裁量に委ねられるため、受託者の技術的能力として、当該裁量を行行使するために必要なガバナンスが求められる。一方、信託行為の内容として過度に詳細に定める場合には、受託者による柔軟な対応を阻害する可能性がある。したがって、委託者の意思、受託者や信託管理人の能力、合議制機関の関与の程度等を含めた公益信託全体のガバナンスを踏まえ、定めることが求められる。
- 例えば、奨学金の給付の場合、受託者が公益事務を円滑に処理するには地域、学校の種別、選考の考慮要素(成績と経済状況両方を考慮するのか、経済状況のみ考慮するのか等)といった奨学金給付における基準を明確にすることが重要であり、委託者の意思を踏まえて信託行為に定めることが望ましい。
- 一方、「公益事務の内容」の変更は、「公益信託の変更(軽微なものを除く。)」に該当し、変更認可が必要となることから、例えば、毎年変更が生じる可能性がある事項(給付人数等)については、信託行為ではなく受託者が毎年作成する事業計画書に定めることが考えられる。

9 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(必要的記載事項)

- 「信託」において、信託財産の受入れや運用等「信託財産」に関する事項は重要なポイントであり、信託行為に、
 - 少なくとも、次に関する事項について定めることが求められる((2)、(4)及び(5)については定めなくても可能であるが、その場合は、当該各号に定める内容として取り扱うこととなる。)
 - (1) 信託財産の内容(追加信託を行う場合はその内容を含む。)及び抛出の方法等
 - (2) 第三者からの寄附の受け入れ
 - (3) 信託財産の分別管理
 - (4) 信託財産の運用
 - (5) 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等

²⁶ 税法上の収益事業その他の収益事業に該当するものであつて、相当の対価を得て行う場合は、申請書に明記が必要。

(6) その他信託財産に関する事項

(1) 信託財産の内容及び抛出の方法等

公益信託は、信託財産を公益のために活用する仕組みであり、信託財産の具体的な種類、銘柄、数量、金額等については、委託者・受託者間で合意すべき重要な事項である。金銭以外のものや権利、不動産等については具体的に特定される必要がある。

財産名	特定に必要な内容
有価証券	種類(株式・公社債・投資信託等)、銘柄、数量(株数・口数、額面金額等)
不動産(土地)	権利の種類(所有権・地上権・賃借権等) 所在、地番、地目、地積等の不動産登記記録(表題部)の記録事項
不動産(建物)	所在、家屋番号、種類、構造、床面積等の不動産登記記録(表題部)の記録事項
動産	財産を特定できる名称(登録制度があるものはその内容)、数量
その他の財産権	財産を特定できる名称(登録制度があるものはその内容)、数量

信託財産は、信託設定後速やかに「公益事務」のために利用される必要がある。信託財産に第三者の権利等(担保権、用益権)が付着して「公益事務」の処理を妨げる可能性がある場合、公益信託の認可を行わないこともある。

信託財産は、遅くとも、信託行為が効力を生じた後、速やかに抛出される必要がある。また、不動産など、登記・登録制度が存在する信託財産である場合は、信託の登記又は登録についても信託行為において、ア委託者から受託者に対する信託の登記等に必要な書類(登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書等)の提供、イ信託の登記等に必要となる費用の負担方法等を定める²⁷。

信託行為に委託者の義務としての追加信託を定める場合、追加信託する財産の種類、数量(金額)、方法、時期等について定める。このほか、義務ではないが追加信託を予定している場合には、追加信託可能な財産の種類等について定める。

定めがない場合にも、受託者の裁量によって委託者からの寄附の受け入れを可能と解するが、追加信託については、信託行為の変更(公益信託規則第1条第5号)に該当するため、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となる。

なお、特定資産公益信託の信託財産の種類は、第3章第1節第13参照。

(2) 第三者からの寄附の受入れ

²⁷ 信託財産が登記・登録制度が存在する財産である場合、信託の登記又は登録がなければ、信託財産である旨を第三者に対抗できない(信託法第14条)。

第三者からの寄附(追加信託を含む。)の受入れの有無は、公益信託の在り方にとって重要であり、委託者・受託者間で合意することが必要な事項である。

第三者からの寄附(追加信託を含まない。)については、これを禁止又は制限する定めがある場合はこれに従い、そのような定めがない場合は、受託者の裁量によって受入れ可能として取り扱う。

一方、第三者からの追加信託は、第三者が新たな委託者として公益信託に関与することとなり得るため、既存の委託者にとっても重要な事項であり、その可否について委託者の意思を明確にしておくことが望ましい。信託行為に定めがない場合、信託行為の変更(委託者の追加)(公益信託規則第1条第1号)に該当するため、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となる。なお、第三者からの追加信託の引受けは、事後的に共同委託関係を構築することとなるため、既存委託者との関係について留意する(第4章第○節第2(5)、脚注19参照)。

(3) 信託財産の分別管理

受託者は受け入れた信託財産について、固有財産及び他の信託財産と分別して管理しなければならない(信託法第34条)。また、受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の分別管理が適正に行われる仕組みが整備されることを求めている(公益信託規則第4条第1項第2号)。

信託行為には金銭、有価証券、動産、不動産、知的財産権など信託財産の種類ごとに信託財産に応じた分別管理の方法(第3章第1節第2(2)ア参照)を定める必要がある。基本的事項が定められている場合には、詳細な事項を規程等において定めることは差し支えない。また、信託業法に基づく業務方法書の定めによる場合は、その旨を規定することで足りる。

信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託先においても適切に分別管理を行う方法が定められていることが望ましい。

信託法第34条第1項ただし書に基づき、分別管理の方法について、信託行為に別段の定めをするときは、当該規定は「必要的記載事項」として取り扱う(その変更は、公益信託規則第11条に定める「軽微な変更」には該当しない。)。

(4) 信託財産の運用

- 信託財産の運用は、公益事務に充当可能な資金の増減や受託者の経理的基礎の判断にも影響することから、信託行為において委託者及び受託者間で合意すべき重要な事項である。なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており(公益信託法規則第3条第1項第2号)、その範囲で運用方法を定める必要がある。

(金融資産の運用について)

- 信託財産に属する金融資産の運用により、公益信託事務の財源となる運用益を獲得すること

は、委託者にとっても重要な事項であり、預貯金、国債等の安定資産²⁸以外のリスク性資産による運用を可能とするか否か（元本を毀損する可能性を許容するか否か）については、委託者の意思を信託行為において明らかにすることが求められる。そのため、委託者の意向を踏まえた「運用可能対象の範囲」と「運用に関する基本方針」の二点が明らかになるよう信託行為に定めることが望ましい。

ア 「運用可能対象の範囲」としては、預貯金、国債・公社債、投資信託、株式、投資口、信託受益権等の中から、委託者と受託者が合意した内容。

イ 「運用に関する基本方針」としては、以下のような事項（例示）について委託者と受託者が合意した内容。

項目	内容
ポートフォリオ方針	預貯金、公社債等の安定資産のみ or株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入
リスク性資産の範囲	「投資信託」に限定or「株式等」を容認
リスク性資産の期待リターン	「10年国債＋●【1.0】%」
リスク性資産の組入れ比率	信託財産の●●【50】%未満
備考	ポートフォリオ方針が安定資産の場合、リスク性資産に関する事項は記載不要。

- これに対して、委託者の意向が明確でない場合は、金融資産の運用に係る基本方針のみを定める観点から、以下のような記載が考えられる。
 - ・ 預貯金、国債その他の安定資産のみで運用する。
 - ・ インフレリスクに対処する観点から、信託財産にリスク性資産を【●●%】未満組入れて運用する。
 - ・ 公益事務により多額の資金を充当させる観点から、運用益の最大化を目的にリスク性資産中心に積極的に運用する。
- 金融資産の運用において、リスク性資産を組み入れる場合は、想定されるリスク及びリターンを踏まえて、経理的基礎（公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産の確保）を判断することとなる。リスク性資産を【●●%】未満組入れて運用する。
- 信託行為に定められない場合は、受託者の判断により、リスク性資産による運用も可能なものとして取り扱い、受託者において当該運用を行う能力があるか否か判断されることになる。リスク性資産による運用を適正に行うには、相応の能力を必要とする。
- 受託者自身に資産運用を行う能力がない場合には、金銭運用に際しての「投資顧問契約」（金融商品取引法第2条第8項第11号）や「投資一任契約」（同項第12号ロ）を利用して能力を補完することも考えられる。「投資一任契約」は信託事務の委託に該当し、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合として、信託行為に定める必要がある（第4章第2節第9の16参照）。

²⁸ インフレや公的団体の債務不履行の可能性等を考慮すると、安定資産であってもリスクがないわけではないことに留意する。

- 信託財産に属する金銭の利殖を目的に一般に流通している金融商品を取得して行う「運用」については、公益信託法第8条第7号及び第12号の禁止事由等に該当しない限り可能である。
- 公益事務のみを目的とする公益信託においては、社会通念上「運用」とされる行為（例えば、賃貸不動産の取得・運営、企業・個人への資金の貸出等²⁹）であっても、いわゆる「公益事務」に該当しない「収益事業」となるような行為は、「運用」として行うことはできない。
- したがって、「運用」と「事業」の峻別を明確にする必要があり、その判断に当たっては、「運用」に係る以下の事項の全てを充足しているか否かを勘案して判断することとなる。なお、一部のみに充足しない場合は個別に判断する。

項目	内容
運用対象	預貯金、金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券、信託受益権 ＊「信託受益権」については、当該信託の収益が所得税法上の「利子所得」又は「配当所得」に該当するものに限る。
運用形態	「金銭」のみを拠出し、原則として「金銭」のみが償還されるもの。 ＊運用に関する契約にて投資資産そのものが償還される（可能性を含む。）場合、「賃貸不動産」や「リース資産」等の収益事業に該当するような資産が償還される（可能性を含む。）ものは不可。
流動性	「金銭」への転換が容易なもの（以下、例示）。 ・ 取引所に上場されているもの。 ・ 譲渡制限がなく比較的容易に譲渡可能なもの。 ・ 運用に係る契約にて一定期間経過後又は一定期間毎に償還（「金銭」に転換）可能なもの。
運用先への関与	運用先の事業が「不動産賃貸業」や「リース業」等の「収益事業」に該当する場合、公益信託の受託者が当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与を行わないこと。 ＊株主としての「議決権の行使」を除く。

（株式の保有に係る留意事項）

- 信託財産に属する株式に係る「議決権」は、株主たる受託者が行使するが、受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならず（信託法第29条第1項）、「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、「議決権」を行使する必要がある。
- この場合、（ア）受託者が信託行為や内部規程等に基づき行使する方法、（イ）委託者、合議制機関や外部コンサル会社等からの「助言」を基に受託者が判断した内容で行使する方法、（ウ）受託者が公益信託事務の一部の委託として「議決権行使」を委託する方法が考えられる。
株式の保有が想定される公益信託においては、議決権の行使について信託行為にて必要な

²⁹ 金融商品に関しても従来型の預貯金や投資信託のみならず、不動産やリース資産を小口化した商品や会社・組合スキームを活用した商品等、「事業」的な性質が強い多様なものがある。

手続等を定めることが適切である。なお、信託行為に定めない場合、受託者自らが議決権行使の内容を判断するものとして、「技術的能力」の審査を行うものとする。

(5) 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等

(経理手続等について)

- 受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の経理が適正に行われる仕組みが整備されることが求められており、不適正な経理や財産管理を防止するためのルールの基本的な内容は、原則として、信託行為において定められている必要がある。ただし、信託会社やガバナンスが確保されている公益法人等が受託者である場合においては、当該法人が適切に内部規程を定めており、当該規程が公益信託事務にも適用される場合には信託行為において、当該規程による旨を定めることで足りる。

(信託財産の支出)

- 信託財産の支出については、支出する名目を詳細に記載し、信託行為に定めたもの以外の支出が必要な場合には信託管理人の同意を必要とする等の仕組みを導入することで、委託者の意思に反する支出や不透明な支出を防止することができる。受託者の体制が脆弱な場合や、受託者がリスクをできる限り回避することを求める場合には、こうした手法が望ましい。
- 信託行為において、信託財産からの支出項目について明確に記載されていない場合には、公益信託の目的のためにどのような支出をするかについて受託者等の判断に委ねられることから、受託者の技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行使するために必要なガバナンスがより求められる。
- 特に、公益信託事務を実施するため、受託者が物品や役務を提供し、受託者がその費用(人件費を含む。)を公益信託の費用として支出を受ける場合には、公益信託事務の処理に要した費用を厳正に積算する必要がある。これらは、形式的には利益相反行為に該当し、費用の積算方法によっては受託者に特別の利益を与える可能性もあることから、委託者の理解を得るとともに透明性を確保する必要性が大きい。受託者の固有業務と一体的に実施される場合³⁰における費用分担の在り方等についても同様である。
- これらが予想される公益信託においては、信託行為に、費用負担の考え方を明確に定めるとともに透明性を確保する仕組みを規定するなど、受託者に特別の利益を与えるものではないことを担保する仕組みが整備されていることが求められる。
例えば、受託者の職員の人件費を、受託者の固有事務と公益信託事務の従事割合に応じて按分する旨を信託行為に定めるとともに、公益信託及び受託者(固有事務)の計算書類及び信託概況報告・事業報告等により、人件費の支出状況や業務の実施状況が確認できることなどが考えられる。
- 特定資産公益信託については、信託行為において、公益信託規則第3条第2項に規定する事項が定められている必要がある。

³⁰ 例えば、美術館を運営する法人を受託者として、美術品を信託して、当該美術館において公開するような場合など。

(6) その他信託財産に関する事項

上記のほか、信託財産に関して受託者の裁量を制限する必要がある事項については、信託行為に記載する必要がある。

例えば、信託財産の中に処分することができない財産があれば規定する必要がある³¹。当該規定がない場合には、その処分についても受託者の裁量に委ねられるため、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量の行使に必要なガバナンスが求められる。

10 受託者の職務に関する事項(必要的記載事項)

- 公益信託の受託者の権限は、公益信託法及び信託法の規律が適用される。信託法第26条の「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」という規律だけでは、受託者に広い裁量を与えられることになる。
- 信託行為に「受託者の職務に関する事項」を定めることとした趣旨は、委託者が十分な検討を行わず、漫然と信託行為に定めなかったために、公益信託事務の処理が受託者の判断に委ねられ、結果として委託者の意思に沿った活動が行われない事態が生じることがないようにするためのものである。委託者の意思として、例えば、「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為を行う」といった規定に留めることも否定はされない。ただし、その場合には、そうした幅広い裁量を行使するために必要なガバナンスが求められる。

受託者の経理的基礎及び技術的能力の審査等に当たっては、本項を含む受託者の職務内容に応じて必要なガバナンスがあるかを確認するとともに、受託者の報酬に関しては、受託者の職務内容(付加的な業務を行うこととされているか等)を踏まえて、不当に高額ではないかを審査することとなる。

- なお、受託者の辞任・解任、新受託者の選任については、信託行為に定めがなければ、信託法(第57条～第60条)及び公益信託法(第33条第3項)の規律が適用される。これらは公益信託の安定的な運営といった観点から重要な事項といえる。

受託者の技術的能力の一つとして、「公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託規則第4条第2項第3号)」が必要とされており、委託者、受託者及び信託管理人の実情(例えば、これらが自然人である)によっては、信託行為に安定的な運営を確保するための定めを置くことが必要となる(第3章第1節第2(2)ウ参照)。

³¹ 公益財団法人(一般財団法人)には、「基本財産」を定款で定める制度があり、理事による処分に制約を課している(法人法第172条第2項)。また、公益法人においては、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること(認定法第5条第19号)」が公益認定の基準とされている。

【受託者について】

○ 受託者は、信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法第29条1項)。「信託の本旨」とされたのは、形式的に信託行為の定めに従うに留まらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためと解される。

○ 信託法においては、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されているが、公益信託の目的は、公益事務(事業)の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益信託事務の一部の要素でしかない。

通常想定される公益信託事務の主な内容は、以下のとおり。

- ・毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)を決定する。
- ・当該方針に従い、公益事務を実施するほか、信託財産の管理(資産運用等)を行う。
 - ※ 信託財産の分別管理義務(34条)／信託帳簿の作成義務(37条1項)など
- ・その実績(財務諸表・信託概況報告等)を作成・報告する(37条2項等)

また、社会の変化や想定外の事態に適宜対応し、必要に応じ「信託の本旨」に従い、信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられる。

○ 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない(29条2項)。「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同じの注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務である。

公益信託認可の申請においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等に記載することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められる。

この「善良な管理者の注意義務」は、信託行為において軽減することができない(公益信託法第33条1項で信託法第22条1項ただし書は適用除外とされている。)。

【受託者の忠実義務】

受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己又はその利害関係人の利益を得ることは禁じられる。

忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30条3項)。

【受託者の責任等】

○ 受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失の填補又は原状回復をしなければならない(40条)。「任務を怠る」とは、上記のような受託者の義務を果たさなかったことを指す。

○ 受託者が権限外の行為(公益信託の目的の達成のため必要とは言えない行為)をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為である。

○ 受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負う(悪意又は重過失の場合)。

○ また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者である。その費用等について信託財産から償還等を受けることは可能であるが、信託財産が十分ではない場合には、(限定責任公益信託を除き)受託者が債務者としての責任を負うことになる。

11 公益信託事務の処理の方法に関する事項(必要的記載事項)

「公益信託事務の処理方法」は、公益信託の適正な運営を確保するとともに、公益事務の公益性を確保し、受託者の経理的基礎や技術的能力その他公益信託認可の基準への適合性を適切に判断する観点から、少なくとも、次の事項について明確に定める必要がある。

- (1) 公益事務の実施方法
 - (2) 公益信託の管理事務の実施方法
 - (3) 信託行為に基づき定められる規程等の作成手続
- 信託行為では基本的な内容のみを定め、受託者が別に定める「規程」に詳細な内容を明記する方法も許容される。
- 信託行為に「公益信託事務の処理方法」が具体的に定められていない場合、公益信託事務の処理が受託者の裁量に委ねられるため、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行わせるために必要なガバナンスが求められる。

(1) 公益事務の実施方法

公益事務該当性の判断のためには、受給者(受益の対象者)の義務や受給(受益)の条件、公益事務の合目的性確保のための取組(例えば、選考に係る専門性・公正性確保の取組、公益事務の質の確保の取組、公益事務実施に伴う不利益の排除など)が明らかになっている必要がある。

(2) 公益信託の管理事務等の実施方法

公益信託の管理事務の実施方法として、公益信託事務の内容に応じて、

- ・ 事業計画書や収支予算書など公益信託事務の業務執行の決定手続
- ・ 財務諸表、信託概況報告、財産目録等の実績の報告に係る作成手続
- ・ 公益信託事務の処理の適正を確保するための取組に関する事項

等を明らかにする必要がある。

公益事務の業務執行の決定のうち、事業計画書及び収支予算書については、信託管理人の同意が必要とされている(公益信託規則第44条)。受託者としても責任をもって定める実用がある。受託者の固有業務と公益信託事務が一体的に実施されるような場合は、受託者の業務執行の決定に準じた手続(理事会の決定)を要することが基本であると考えられる。大規模な法人や受託者の固有業務と公益信託事務が峻別されるような場合には、受託者の内部統制の下で、責任を持って決定する仕組みが定められている必要がある。受託者の体制が脆弱である場合には、合議制機関の同意を必要とする等の措置を講じることも考えられる。

実績に係る書類のうち、計算書類、財産目録及び信託概況報告については、信託管理人の同意が必要とされている(同条)。受託者の固有業務と公益信託事務が一体的に実施されるような場合は、受託者の業務執行の決定に準じた手続(理事会の決定、監事の監査、(会計監査人の監査等)、(評議員会等の承認))を要することが基本であると考えられる。その他、公益事務の業務執行の手続等に準じて記載することが想定される。

公益信託事務の処理の適正を確保するための取組に関する事項としては、受託者の内部組織、合議制機関や委託者・信託管理人などが公益信託事務の処理状況を監視し、問題があれば是正を行う仕組み（体制、行為義務、手続など）が想定される。受託者の体制が脆弱な場合には、信託管理人が、定期的（例えば3か月に1回）公益信託事務の実施状況を監視（受託者から報告を受け、あるいは、実地に監視するなど）する等の仕組みが考えられる。

（3）信託行為に基づき定められる規程等の作成手続等

公益信託の適正な運営には、信託行為の定めに基づき公益信託事務を実施することが求められる。信託行為の変更は、原則として変更認可申請が必要となるため、公益信託や受託者のガバナンスの下で柔軟性を確保するために、公益信託事務の詳細な内容を受託者の内部規程等で定めることが考えられる。

公益信託の規程の制定・改廃の手続は、公益信託のガバナンスの確保に大きな影響を与えるため、規程の制定・改廃に係る受託者内部の権限や手続及び信託管理人や合議制機関の同意などの手続を明らかにし、規程等の適正性が確保されることを信託行為において明らかにする必要がある。なお、行政庁は、公益信託の認可や監督に当たり、必要に応じて規程を確認することが想定される。

受託者のガバナンスが十分に確保され、かつ、透明性が確保されている場合は、受託者の定める規程（個人情報保護に係る規程など）によるものとするものとも考えられる。

規程の内容が公益信託法の趣旨に反するような場合等は、受託者の「技術的能力」に係る監督上の措置の対象となり得る。

12 信託管理人の職務に関する事項（必要的記載事項）

- 公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として公益信託法において必置とされ、公益信託におけるガバナンスの確保において重要な役割を果たす（第3章第1節第3参照）。信託行為において特段の規定がなくとも、信託管理人は受益者が有する一切の権限を有し、義務を負うが（読替信託法第125条、126条）、信託管理人が具体的にどのような職務を行うかについては、明確に規定されていない³²。信託管理人に期待される役割は、公益信託事務の内容や受託者の能力によって大きく異なること、また、具体的な職務の内容は信託行為において定められることから、信託法の規定から一義的に定まるものではない。
- 信託管理人が具体的に何を行い、どのような方法で受託者を監督するかについて、受託者の判断に委ねることは適切ではないことから、信託行為において委託者の意思を明確に示すためにも、信託管理人の具体的な職務の内容を明記することが必要である。
- 例えば、信託行為において信託管理人の職務として、（1）定期的かつ継続的なモニタリングを

³² 事業計画書・収支予算書、貸借対照表・損益計算書・信託概況報告（これらの附属明細書を含む。）（特定資産公益信託においては、財産目録・収支決算書・信託概況報告）については、信託管理人の承認を受けなければならないとされている（公益信託規則第44条）。

行う、(2)受託者から定期的に信託事務の実施状況について説明を受ける、(3)重要な意思決定について同意を行うなどが明記されることによって、公益信託事務全体のガバナンスが確保されていると判断される場合もあり得る。

- 信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた職務内容を踏まえて、行政庁において判断される。また、信託管理人の報酬の支払基準が不当に高額ではないことを確認する際にも、信託管理人の職務内容を踏まえて判断される。
- 以上を踏まえ、信託管理人の具体的職務として、以下のような規定を定めることが考えられる。

ア 重要な意思決定等についての事前の承認等

重要な意思決定等として、次のような事項が考えられる(法令の規定により、信託管理人の同意等が必要なものも含まれる。)。受託者のガバナンスを補強する観点から、軽微なものを除き、受託者の意思決定について幅広く信託管理人の承認を必要とすることも考え得る。

(公益信託の業務執行の決定)

- ・ 事業計画書及び収支予算書の決定・変更
- ・ 信託行為に基づく規程の制定及び改廃
- ・ 合議制機関の委員の委嘱、補充、解任、委員の報酬基準の決定など

(個別の公益信託事務の処理の決定)

- ・ 重要な信託財産の処分
- ・ 公益信託事務を処理するために必要な費用の支弁
- ・ 利益相反行為・競合行為³³等
- ・ 重要な公益信託事務の委託に関する事項

(その他公益信託の枠組等に係る決定)

- ・ 信託の変更に関する事項
- ・ 信託の終了及び清算、信託の併合・分割
- ・ 残余財産の贈与先の選定

イ 公益信託の実績の承認(事後チェック)

- ・ 計算書類及び信託概況報告の承認
- ・ 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類(第5章第2節2参照)
- ・ 受託者の信託報酬の額³⁴

ウ 受託者の監督方法等

- ・ 信託法第36条に規定する信託事務の処理状況に関する報告の頻度・方法³⁵

³³ 信託法第31条第2項第2号、第32条第2項第2号

³⁴ 受託者の信託報酬は、信託行為及び支払基準の規定に基づき支払われる必要があるが、信託行為・支払基準において、信託報酬の額について、一定の範囲で信託管理人が決定することは妨げられないと考えられる。

³⁵ 公益法人制度において、代表理事等は、3か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている(法人法第91条第2項)。

- ・ 信託管理人による公益事務の実施状況のチェックや評価について³⁶
- ・ 信託法第38条に規定する帳簿等の閲覧請求の頻度

○ なお、「信託管理人は法令に定められた職務を行う」といった規定のみを定めることも可能であるが、その場合は、信託管理人のガバナンスは法令に基づく最小限のものと取り扱った上で、受託者の能力等により判断されることになる。

また、法令に定められた職務については、信託管理人の職務を分かりやすく示す観点から、信託行為において改めて定めることも考えられる。

- 複数の信託管理人が存する場合、複数の信託管理人が「共同してその権限に属する行為をする」こととなり(信託法第125条第2項)、慎重な判断が確保される一方で、信託管理人間の考え等が異なり、円滑な公益信託事務の処理に支障を来す可能性も排除されない。このため、信託行為には、信託法第125条第2項ただし書の「別段の定め」として、(ア)複数の信託管理人の合議が整わない場合に優先すべき信託管理人の特定、(イ)各信託管理人の職務の明確な区分、等を、定めることも考えられる。
- 信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任については、読替信託法(第128条第2項、第129条)の規律が適用される。新信託管理人の選任は公益信託の適正かつ安定的な運営の観点から重要であることから、信託管理人が欠けた場合には迅速に適正な信託管理人を選定できるよう、選任手続等を信託行為に定めておくことが望ましい。また、信託管理人の監督能力の一つである「公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託規則第5条第2号)」について、信託行為に定めることが必要である(第3章第1節第3の2参照)。

13 信託事務年度(一年を超えないものに限る。)(必要的記載事項)

- 公益信託においては、毎年、一定の時期に計算書類を作成し(読替信託法第37条第2項)、また、毎年度、計算書類を含む財産目録等を作成・備置きし、行政庁に提出することとされている(公益信託法第20条、第21条)。さらに、信託行為において「信託事務年度(一年を超えないものに限る。)」を定めることとされている(例えば、「信託事務年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。」と定めることが想定される。)
- 信託事務「年度」である以上、期間は一年である。公益信託の成立、公益信託の併合等、信託事務年度の変更等の場合に端数の調整が必要となることも考えられるが、「一年を超えないものに限る」とされているため、例えば、1月から12月までを年度とする公益信託において、11月に公益信託の認可を受けて効力が生じた場合に初年度を13か月とするような信託行為の定めは許されない。

14 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項(相対的記載事項)

³⁶ 公益事務の実施状況のチェックは、現場の確認が効果的なことも考えられる。また、受託者の業務の実施状況をモニタリングし、その成果等を測定して評価し、監督に活用するといったことも可能である。

- 公益信託は、将来にわたって事業を継続する公益法人と比較して、公益信託事務の内容に応じて有期とすることも考えられる。公益信託の目的達成等(〇〇事業の開催や〇〇の建築など)により信託が終了するもののほか、特定の年月日の到来を終了事由として信託行為に定めることも可能である。
- 公益信託の終了は、公益信託の受益対象者や当該公益信託に寄附をする者にとっても重要な事項となる。また、公益信託の認可基準には「その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれること」(公益信託法第8条第4号)と定められており、公益信託の存続期間を具体的期間として定めるには、信託行為にて明確にすることが必要となる。
- 具体的な終期(「2040年●月●日の到来」や「公益信託の効力発生日から20年経過した日が属する月の末日の到来」など)を定める場合には、信託行為の相対的記載事項として取り扱われる。
- なお、信託の終了事由として、信託法第163条において「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」が定められているが、受益対象者や寄附者等の予見可能性を高める観点から、どのような事象が発生したときに信託の目的が達成(達成不能)となるかを具体的に定めることが望ましい。なお、具体的な終期を日付又は期間で定める場合以外は、任意的記載事項として取り扱う。また、終期が定められていない場合は無期のものとして取り扱う。

15 受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項(相対的記載事項)

- 受託者が二人以上ある公益信託においては、特段の定めがなければ信託財産はその合有とされている(信託法第79条)。また、信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決することを原則としつつ、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合は、各受託者はその定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行するとされている(信託法第80条第1項から第4項まで)。
- 公益信託の受託者が複数である場合の公益信託事務に係る意思決定の在り方については、公益信託事務の適正な処理を確保する上で、委託者の理解を得て明確にすべきであるとともに、受託者の能力等を判断する上でも重要である。このため、本規定は、各受託者の職務及び責任の所在を明確化するため、受託者が二人以上ある場合には、各受託者の職務に関する事項を記載することを求めるものであり、各受託者は定めに従って公益信託事務を処理することとなる。
- 職務を分掌する場合(信託法第80条第3項)には、適切な公益信託事務が安定的かつ継続的に処理されるよう各受託者が分掌する公益信託事務の内容、一の受託者が分掌に係る職務を適正に行わない場合(一の受託者が欠けた場合を含む。)の対応、分掌の範囲に疑義がある場合の対応等について規定する。
- 信託法第80条第1項から第3項までの規定により、委託者の意思として職務の分掌を定め、当該定めに従って公益信託事務を処理することも可能である。この場合、複数の受託者の相互牽制により適正な意思決定を確保しやすくなる一方、例えば、同法第80条第6項に基づき信託行為に「受託者の意思決定を全会一致にて行う」旨を定めた場合には、迅速な意思決定が困

難になる可能性があることにも留意する必要がある。

- いずれの場合も、受託者が複数あることで適正な公益信託事務の処理が阻害されることがないよう、情報の共有、相互の連携・相互牽制等に係る規律が信託行為に定めることが望ましい。
- 受託者が二人以上である場合にも、全体として「信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」(公益信託規則第4条第1項第2号)及び「公益信託の適正な運営を確保する仕組み(同条第2項第1号)」が求められており、上記の信託行為の規定(これらの規定に基づき策定される規程等を含む。)の内容を踏まえて、公益信託認可の基準適合性が判断されることになる。
- また、一部の共同受託者の任務が終了した場合や新共同受託者が選任される場合は、新たな共同受託者又は単独受託者について、経理的基礎や技術的能力を有するかを審査する必要がある。
- 信託法第80条第7項の規定では、共同受託者がいる信託の場合における第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りるとされているが、公益信託事務を適正かつ効率的に処理するに当たり、共同受託者を代表する者がいることが望ましい(全体を調整する代表受託者がいることにより、対外的に公益信託を代表して対応するとともに、各受託者の職務及び責任の所在が明確ではないような問題が生じた場合に迅速な対応を行うことが可能になる。)。

このため、信託行為において、共同受託者の中から総合調整機能を担う代表受託者を定めることが望ましく、また、当該者が行政庁への対応について一元的に連絡窓口機能を担うことで円滑な行政手続も可能になる。

16 公益信託事務の一部を委託する場合にあつては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容(相対的記載事項)

- 受託者は、信託法第28条第1号の規定により、信託行為の定めに従い公益信託事務の一部を第三者に委託することができるほか、信託行為に定めがない場合には信託の目的に照らして相当であると認められるとき(同条第2号)、信託行為に委託をしてはならない規定がある場合は、信託の目的に照らしてやむを得ない事由があるとき(同条第3号)に委託をすることができる。
- 委託者は、受託者の能力を信頼して信託を行うものであり、公益信託事務の委託を行うことが想定される場合には、委託者の理解を得て信託行為において明らかにすることが重要である。また公益信託認可の審査においても、公益信託事務の一部を第三者に委託して専門能力を活用することは、受託者の技術的能力に影響するため、その旨を明らかにしておくことが必要である。
- 本規定は、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容を規定することを求めている。

他方、「郵送」も委託であり、事務用品が壊れた場合の修理等を委託するなどの全ての委託先について、信託行為への定めを求めることは現実的ではない。

そこで、(1)信託財産の保存行為に係るもの、(2)信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの、(3)公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するものについては、信託行為への定めを不要としている(公益信託規則第1条第12号イロハ)。

(1)「信託財産の保存行為に係るもの」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為であり、以下のような行為が該当する。

- ・ 未登記不動産等の登記等
- ・ 配当、利息等の收受
- ・ 建物の修繕
- ・ 信託財産の保管

(2)「信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの」とは、公益信託事務の処理に際して、信託財産たる物や権利の性質を変更しない範囲で、収益を図る行為(利用行為)又は利用価値若しくは交換価値を増加させる行為(改良行為)であり、以下のような行為が該当する。

- ・ 手許現金を普通預金・定期預金にて管理する行為
- ・ 預貯金を株式に変更する行為(株式による運用ができる場合に限る)
- ・ 建物の改修

(3)「公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの」とは、「単純な事務を処理する行為」、「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」のように、受託者から委託を受けた業務が、公益信託の目的、受託者が行う業務の内容等に照らして、公益信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないものである。例えば、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・ 運送会社が信託財産を運搬する行為
- ・ (受託者の指示を受けて)証券会社が有価証券を売買する行為
- ・ 日本銀行又は証券保管振替機構が有価証券の預託を受ける行為
- ・ 弁護士が訴訟の委託を受ける行為
- ・ 税理士が経理業務の委託を受ける行為

○ 委託する事務の内容について、信託行為の時点で具体的な委託内容等が明確でない場合に、「〇〇に関する公益信託事務の一部で、信託管理人に対して委託する公益信託事務、委託先、委託条件等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認したもの」というような規定も可能である。

○ 例えば、信託財産の運用を資産運用会社に一任する行為、信託事務の重要な一部を委託するような行為は、信託行為に定めることが想定される。

○ 上記①～③の事務を委託する場合であっても、公益信託の適正な運営を確保する観点から、公益事務の委託(軽微なものを除く。)に関して「信託管理人に対して委託する公益信託事務、委託先、委託条件等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した公益信託事務を第三者に委託できる。」というような規定を置くことが望ましい。

17 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法(相対的記載事項)

- 公益信託においては、公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点から受託者の技術的能力等を補完する合議制の機関(以下「合議制機関」という。)を設置することが想定される³⁷。
- 受託者が、様々な外部有識者等の助言を得て公益信託事務の処理が行うことは、一般的に想定されるが、信託行為の定めがなければこれを行うことができないとすることは、公益信託の柔軟な運営を阻害し、適切ではない。そこで、「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」に限り、信託行為への定めを求めることとしている。
すなわち、行政庁が受託者の技術的能力等を審査する際の基礎となる(当該合議制機関がなければ必要な能力がないと判断される)場合には、合議制機関を信託行為において明らかにされる必要がある。信託行為の当該規定の変更は、公益信託の変更等の認可手続が必要となる。
- どのような場合に「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」となるかは、第2章第1節第3の5及び第3章第1節第2において記載している。他の手段によって対応できる場合であっても、合議制機関を置くことによって要件を充たすこととした場合には、当該合議制機関は、必要不可欠なものとなる³⁸。
- 必要不可欠なものとして置かれる合議制機関の目的としては、主として、
 - ・ 受託者の体制が脆弱な場合に、公益信託の適正な運営を確保する仕組み(公益信託規則第4条第2項第1号)として設ける場合(ガバナンスの確保を目的とする場合)と、
 - ・ 公益信託事務の全部又は一部について専門性・公正性等を補うため、必要な知識及び経験を有する者の関与(同項第2号(同条第1項第2号を含む。))として設ける場合(専門性等の確保を目的とする場合)
 に大別される(二つの目的を有する場合もあり得る。)。
- 「合議制機関の職務及び権限、合議制機関の構成員の数、選任方法及びその任期、合議制機関の構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」として、どの程度の規定が必要になるかについては、当該合議制機関の設置の目的により異なるが、職務や権限の詳細な事項は信託行為ではなく受託者内部の「規程」に委ねることや構成員の数等について幅を持った定めとすることなども可能である。
例えば、ガバナンスが確保されている法人において、公益事務に係る専門性等を確保するために合議制機関を置く場合は、合議制機関の権限を助言等とし、受託者が「規程」に基づき委員の任命や報酬の決定等を行うといったことが考えられる。
一方、ガバナンスの確保の観点から合議制機関を置く場合は、(1)重要な意思決定について合議制機関に承認等の権限を付与し、(2)統制を受ける受託者が恣意的に決定できない仕組

³⁷ 一般に、意思決定に合議制機関の審議を経ることは、専門性や多様な意見を持つ者が参画することでチェック機能が向上し、決定の中立性・公正性・専門性等を高まることが想定される。

³⁸ 例えば、公益事務の専門性を確保する手段として、合議制機関の設置は唯一のものではないが、合議制機関の設置により専門性を確保とした場合には、当該合議制機関は必要不可欠なものとして整理される。他の手段によって専門性が確保されたため、合議制機関を廃止しようとするときは、変更認可申請を行う必要がある。

みとする観点から、委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を必要とすること等を信託行為に明記する必要がある³⁹。また、報酬の額、算定方法については、年間〇円や合議制機関への出席1回につき〇円といった具体的な定め方をすることが考えられる⁴⁰。その際には、物価等により調整できるようにすることも考えられる。

- 合議制機関の委員の選任方法については、公益信託の目的に応じた学識や経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者等から適切に選任されることが必要である。また、合議制機関がガバナンス確保の役割を担う場合、合議制機関の意思決定が委託者、受託者又は信託管理人の親族に支配されることは適切ではないことから、それらの親族等の数が合議制機関の委員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする必要がある。
- なお、複数の公益信託を引き受ける者が、公益信託の目的や合議制機関を設置する趣旨や目的等を踏まえて特段の支障がない場合においては、同一の合議制機関を活用することや、既存の合議制機関を活用することも可能である。

18 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容(相対的記載事項)

- 信託法第31条第1項各号は、原則として禁止される利益相反行為について規定しているが、同条第2項第1号において、信託行為に定めがある場合等については、当該行為を行うことができる」と規定されている。また、同法第32条第1項は競合行為の制限について規定しているが、同条第2項は受託者の固有勘定又は利害関係人との取引について、信託行為に定めがある場合等には、当該行為を行うことができると規定されている。
- 例えば、(1)受託者(信託銀行)が信託財産を自ら(信託銀行)の普通預金にて運用する、(2)事業型の公益信託などにおいて、受託者(物品やサービスを販売しているNPO法人等)が、公益信託の目的のために、自らとの間で取引を行い、その対価を信託財産から支出することなどが想定されるが、こうした行為は、受託者が信託財産に物品や役務(サービス)に係る取引を行うものであり、信託法第31条第1項第1号に該当することとなる。
- また、例えば、子ども食堂を運営するNPO法人を受託者として子ども食堂を公益事務とする公益信託を設定するような場合において、第三者から安価で良い食材の提供があった際に、固有財産と公益信託のどちらに寄附があったものとするか(どちらの食堂で利用するか)といった問題も生じ得る(仮に、固有財産に対する寄附として取り扱った場合には信託法第32条第1項に該当し得ると考えられる。))。
- こうした行為は、民間公益活性化の観点から必ずしも否定的に捉えるべきではないが、公益信託事務の適正な処理を確保する上では透明性を確保することが求められる。また、公益信託においては、信託報酬として一定の利益を得ることは許容されているが、受託者が信託報酬以外で構造的な利益を得ることは想定しておらず、特別の利益との関係で厳格な審査が必要となる。

³⁹ 受託者が恣意的に決定できるような場合には、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備(公益信託規則第4条第2項1号)されていないと判断し得る。

⁴⁰ 監督される側(受託者)が、監督する者(合議制機関の委員)の報酬を決定することは不適切という趣旨であり、受託者による恣意的な決定が排除される仕組みがあれば、金額の変動は許容される。

また、委託者にとっても、受託者と公益信託の取引条件については、重要な関心事項であると考えられる。

- このため、利益相反行為や競合行為を行う場合（予定を含む。）には、「当該行為を行う旨及び当該取引の内容」を信託行為に定めなければならないこととしている。「取引の内容」として、利益相反行為を容認する際の取引条件や手続を規定することも考えられる。
- なお、信託行為に定めがない場合には、委託者の意思は、原則として、信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為（利益相反行為）を禁止する趣旨であるものと解する。この場合にも、読替信託法第31条第2項第4号に定めるときには、同条第1項各号に掲げる行為をすることは可能であるが、その際には、信託概況報告に当該行為が同号に該当することの合理的理由の記載を求めるものとする。信託行為に定めがある場合において、記載にある事項以外の事項についても同様とする。
- また、具体的な内容が決まっていない場合に、「信託管理人に取引内容、取引条件、取引理由等の重要な事実を開示したうえで信託管理人が承認した取引（行為）」と定めることも可能である。当該行為を行った場合には、信託管理人に示した重要な事実を信託概況報告に記載する。
- 利益相反行為に該当する受託者が提供する物品や役務の価格等の取引条件については、受託者に対する「特別な利益」の提供が禁止されている公益信託の性格に鑑み、以下のいずれかの事項に該当する必要がある。
 - ア 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立する通常の客観的な取引の条件と比べて、受託者に有利にならない「ミニマムベネフィット」を上回らない水準であることが明らかであること。
 - イ 受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出できる場合は、当該費用又は原価をもって取引条件とすること。

例えば、役務の提供をした場合には、役務の提供を行った従業員の人件費（当該従業員が、他の業務も実施した場合には、適切に按分した額）を計上するなどが考えられる。
 - ウ ア又はイで対応することが困難な場合において、個別取引についての重要な事実を開示して、受託者に特別の利益が生じないことについて信託管理人の同意を得ること。この場合に、「信託概況報告」に当該利益相反行為の重要な事項と信託管理人に開示した内容等を記載すること。

ただし、ア又はイで対応することが原則であり、また、通常の取引価格や費用・原価を合理的に算定できない場合は極めて稀であると考えられる。信託概況報告の内容が透明性又は合理性を欠く場合には、受託者の経理的基礎を欠き、又は特別の利益を与えるものではないと言えないものとして、監督上の措置の対象となり得る。
- 受託者と公益信託の間の信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる取引については、公益事務の実施に関する重要な事項として「信託概況報告」に記載する必要がある（第5章第○参照）、

また、上記イの取引は、公益事務と受託者の固有業務が一体的に実施される場合に多くなると想定されるが、その場合には、受託者の計算書類についても開示対象（第5章第2節第1の2参照）としている。

19 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項（相対的記載事項）

- 信託法第54条第1項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができ、また、信託管理人においても信託法第127条第3項の規定により同様である。
- 公益信託報酬については、公益信託法第8条第11号の規定により公益信託報酬について「不当に高額」とならない支払基準を定め（第3章第1節第10参照）、同法第20条第2項及び第4項並びに第21条第2項の規定により、備置き、閲覧及び行政庁への提出をしなければならない。
- 加えて、受託者の信託報酬については、信託財産から支弁を受けるものであり、受託者の裁量に委ねることは利益相反の問題も生じ得ること、信託管理人の報酬については監督される立場にある受託者が決定することは不適切であること⁴¹等を踏まえ、委託者との合意事項として、信託行為に定めるべき事項としている。
- 信託行為においては、少なくとも、公益信託報酬の支払の有無、支払う場合における支払額の算定方法、公益信託報酬の支払基準の策定手続について定める必要がある。

20 租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の対応【P】

- 個人が土地、建物、株式など譲渡所得が生じ得る財産を公益信託に寄附（信託譲渡を含む。）をした場合、当該個人に対して寄附をした財産の取得時から寄附時までの値上がり部分について、原則として所得税が課税（所得税法第59条第1項）されるが、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条第1項後段）。
- この特例には、「一般特例」（租税特別措置法第40条第1項後段、租税特別措置法施行令第25条の17第5項）と「承認特例」（同条第7項）の2つの制度があり、寄附者である個人がこれらを利用する場合には、公益信託の信託行為において一定の対応が求められる。

【具体的内容については、関係機関との調整等を踏まえて追記する予定。】

第2節 公益信託認可の申請等

第1 行政庁（公益信託法第3条）

- 公益信託制度においては、公益法人制度と共通の行政庁が担当することとし、行政庁の区分

⁴¹ 逆に、受託者の信託報酬について、一定の幅の範囲で信託管理人が決定することは許容される。

について認定法と整合的な形としている。すなわち、所管の行政庁は公益信託の受託者及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、公益事務を行う地理的範囲に着目して、公益信託認可・監督処分等の権限を有する行政庁を定め、内閣総理大臣か都道府県知事かの所管行政庁を明らかにしたものである。

なお、公益法人制度においては、二以上の都道府県に事務所を設置する公益法人についても内閣総理大臣が行政庁となる（認定法第3条第1号イ）。他方、公益信託においては、受託者の全ての事務所において公益信託事務を処理するとは限らないことから、受託者の事務所が所在する場所については、行政庁の区分の基準としていない。

- 公益事務を行う区域については、信託行為で定めることとされており（公益信託規則第1条第3号）、二以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益信託は内閣総理大臣（公益信託法第3条第1号イ）、それ以外の公益信託はその公益事務を行う区域を管轄する都道府県の知事が行政庁（同条第2号）となる⁴²。また、公益事務を国内のほか海外で実施する旨を信託行為で定める公益信託は、内閣総理大臣が行政庁となるものとして取り扱う。
- 公益事務を複数の都道府県で行うか否かは、信託行為の定めによって判断する。公益事務を行う区域について信託行為に定めていない場合は、行政庁を確定することができず、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき対応する（信託行為の定めについて、第4章第1節第2の7参照）。

例えば、国内の経済的に恵まれない家庭の高校生に対する奨学金の支給、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るための資金助成など、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない公益信託は、二以上の都道府県において公益事務を実施するものと考えられるので、信託行為で他の都道府県を含めて公益事務の実施区域を定めることとなる。

一方、他の都道府県の居住者も来場し又は利用が可能な施設運営事業など、事業の受益対象者が他の都道府県に存在していても、複数の都道府県で事業を実施しているとはいえず、当該施設の所在する都道府県を公益事務の実施区域として定めることとなる。また、一の都道府県内の区域と海外の区域との交流を行うような事務については、当該一の都道府県の区域を公益事務の実施区域として定めることが想定される。

- 公益事務を二以上の都道府県で行う信託行為の定めのある公益信託について、申請書の記載及び事業計画等において二以上の都道府県で公益事務を行うこととされていない場合など、信託行為に定める公益事務を行う区域と申請書及び事業計画等の内容が整合しない場合には、行政庁はその理由を確認する。合理的な理由がない場合は、受託者は、信託行為に従っ

⁴² 公益信託法第3条第1号ロに基づく政令は制定されていない。

て公益事務を実施する意思がないと評価することができると考えられ、「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」といえず、公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力を有していないと判断し得る。

- また、合理的な理由なく信託行為で定めた実施区域において公益事務を行っていない場合には、信託行為に従った事務運営がされていないものとして、監督上の措置の対象となり得るものとする。

第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)

- 本条は、公益信託の受託者となろうとする者が、公益信託認可の申請に当たって申請書に記載する事項及び添付する書類について規定するものである。申請書に記載がなく、又は添付書類がない場合には、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき、相当の期間を定めて補正を求め、又は申請を拒否する処分を行う。

1 申請書

- 申請書には、公益信託の名称、受託者及び信託管理人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、公益事務を行う都道府県の区域、公益事務の種類及び内容、公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を記載しなければならない(公益信託法第7条第2項。公益事務の種類及び内容の記載については、第2章第1節第2の2参照)。
- 公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項を変更するときには、第4(1)から(5)までの場合を除き、予め変更認可を得る必要がある。
- 受託者の住所(法人の場合は主たる事務所)には、財産目録等を備置き、閲覧の請求に対応する必要がある(第5章第2節第1参照)、氏名及び住所は公示されることになる。

受託者が個人である場合の「住所」については、原則として、住民票上の住所とする。ただし、個人事業主は、その活動の拠点として住民票上の住所とは一致しない事務所を設けて業務をする場合があることを考慮する必要がある。当該事務所も生活の拠点の一つであると考えられることに加え、業務上の書類は事務所に保管することが一般的であることを考慮し、公益信託法第20条等の業務に適切に対応できる限りにおいて、個人事業主が受託者となる場合の住所について、その事務所の所在地とすることを許容する。

なお、この場合の疎明書類については、個人番号カードの写し等の本人確認書類(公益信託規則第2条第3項第1号)に加え、行政庁が必要と認める書類(公益信託規則第2条第3項第9号)として、例えば、士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等、事務所の所在地を証

する書類を添付するものとする。

- 受託者が二人以上ある場合は、代表受託者(又は行政庁からの連絡に対応する窓口となる者)を申請書に記載し、その他の受託者の氏名等については、申請書(様式1・②参照)に記載する。代表受託者を定めることは法令上の義務ではないが、行政庁への対応や、予期せぬ事態に迅速に対応する必要性等を考慮すると、受託者が二人以上ある場合に、公益信託事務を円滑に処理する上で、代表者を定めることが望ましい。行政庁による審査や監督の場面において、誰が対応するかが明確ではないために迅速に対応できないようなことがあれば、全体として、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないものであると判断されることがあり得ることに留意する。
- 公益事務を行う都道府県の区域は、信託行為の定めを踏まえ、公益事務を行う都道府県名等を記載するとともに、公益事務を行う区域に係る信託行為の定め(又は条項)を記載する。
- 公益事務の種類及び内容は、公益事務名、公益事務の趣旨・目的、公益事務の概要、受益の機会、受益対象者の義務・受益の条件、公益事務の合目的性の確保の取組、公益事務の別表該当性、公益事務の公益性に関する説明、公益事務を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について記載する(様式1・③参照)。
- その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項は、上記のほか、原則として信託行為に定めている全ての事項をいう。ただし、遺贈等の場合において、信託行為に当該公益信託とは無関係の定めがある場合に、当該定めを黒塗りにして申請することは差し支えない⁴³。
- 申請書の当該事項の欄には、「別添信託契約書のとおり」と記載し、申請者において補足すべき事項がある場合は、申請書の別紙に補足事項を記載する。申請書の記載が信託行為(信託契約)の定めと異なると、混乱が生じるおそれもあるため、申請書には信託行為と重複する記載を行うことは要しない。

なお、公益信託認可がなされた場合には、申請書(様式1・②参照)の公益信託に関する基本情報として記載された情報は、原則として、「公益法人information」における公益信託等の詳細に公表されることになる。

⁴³ 公益信託の運営と直接の関係がない事項であっても、公益信託の本旨の検討に当たって参照されるような内容は、「無関係」とは言えない。申請書に記載されない内容は、公益信託事務の処理に当たり、考慮することができない。

【公益信託制度における任意団体の扱いについて】

「任意団体」からの申請に対する基本的な考え方は以下のとおりとするが、個別の団体の特性等を踏まえて検討する。

○「任意団体」からの申請は、当該団体が以下の要件の全てを充足する場合には、団体としての申請を容認するが、「任意団体」が「法人格」とそれに伴う「権利能力」を有していないことに鑑み、以下の取扱いとする。

（「団体」の要件）

- ① 団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれていること。
- ② 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
- ③ 組織の規程等によって代表の選定方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。
- ④ 当該公益信託の公益信託事務を処理することが、組織の目的や事業内容と合致していること。
- ⑤ 団体として銀行等の口座を開設していること。
- ⑥ 団体として各種法人法に準じた貸借対照表、損益計算書等の計算書類を作成していること。

（「団体」の要件を充足する場合の取扱い）

- ① 受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」の審査及び監督は、「団体」を対象に行う。
- ② 受託者の名称は、「団体名（代表者●●）」のように括弧書きで代表者や管理者の氏名を明記する。
- ③ 受託者の住所は、団体の事務所の所在地とする。
- ④ 団体の本人確認資料は、団体の代表者の資料をもって代替する。
- ⑤ 任意団体の代表者の交代に伴う、受託者の変更は公益信託法第12条に定める公益信託の変更としては取り扱わないこと。
- ⑥ 定期提出書類については、「法人その他の団体」として取り扱う。
- ⑦ 信託財産たる金銭を管理するための受託者名義の専用口座については、金融機関が団体名での専用口座の開設を容認する場合は団体名で開設し、容認しない場合は「代表者や管理者」名で開設する。
- ⑧ 登記・登録制度がある財産について「代表者や管理者」名での登記・登録を行うものとする。

（前記の団体要件が未充足で団体の関与が認められる場合）

- 団体に属する権利能力を有する者（例えば、団体の「代表者」や「管理者」）を、法律上、公益信託法第7条第1項の「公益信託の受託者となろうとする者」として取り扱う。団体の要件①～③を充足する場合は、受託者の表示として、括弧書きで団体名や役職名を表示できることとする。
- 「任意団体」の実態に応じて、受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」に係る審査や監督においては、「任意団体」の能力等を加味することができる。例えば、組織の規程等が定められ、かつ、信託行為に明確に規定されている場合には、団体の機関を「合議制機関」として取り扱うことができる。
- 受託者の住所について、申請書上は、代表者の住民票上の住所を必要とするが、団体の事務所をもって情報開示を行う際の住所として表示することができる。
- 任意団体の代表者の交代に伴う、受託者の変更は公益信託法第12条に定める公益信託の変更として取り扱う。
- 団体の「代表者」が、公益信託法上の受託者となるが、信託管理人の選定や特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者の取扱いについては、団体の実態に応じて団体を受託者とみなして審査及び監督を行う場合もあり得るものとする。

2 添付書類

○ 申請書には、下記(1)から(6)までの書類を添付して提出することとされている。

(1) 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面(公益信託法第7条第3項第1号)

信託契約書や遺言書など、実質的に信託行為の内容を証することができる書面を添付する。なお、信託行為の内容を証することができる書面については、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点等から、例えば、個人である委託者の住所、遺言書のうち公益信託とは無関係の部分等について黒塗りにすることができるものとする(遺言書について、第4章第1節第1の2参照)。受託者は、申請に当たって委託者の意向を示すものとする(第4章第1節第2の5参照)。

(2) 事業計画書及び収支予算書(同項第2号)

事業計画書は、最初の信託事務年度に行う公益信託事務の具体的内容や実施方法等を記載するほか、翌年度以降、公益事務の大きな拡大・縮小・変更又は終了の予定がある場合には、公益事務の大きな拡大・縮小・変更又は終了に至る公益信託事務の計画を記載する。

公益事務の内容や実施方法について、信託行為及び公益信託認可申請書において公益事務について抽象的・包括的に記載している場合、事業計画書においてはその具体的な実施方法(公益信託事務該当性を確保するための取組を含む。)、規模等について記載しなければならない。申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合には、当該規程・要綱等を添付しなければならない。

信託行為・申請書にどの程度記載し、何を事業計画書に記載する事項とするかは、何を公益信託の自律的なガバナンスに委ねるのかという観点を意識して記載することが望まれる。委託者の意思や受託者の体制等を踏まえ、信託行為・申請書に具体的内容を記載し、事業計画書は簡単なものにすることも可能である。

このほか、資産運用の方針その他信託財産の管理等についての方針(信託行為において明確に示されている場合を除く。)があれば、記載する。

翌年度以降の公益信託事務の計画については、原則として、その時点における方針について記載すれば足り、特に必要がある場合⁴⁴を除き、確定事項として具体的な記載は求めな

⁴⁴ 例えば、初年度は実質的に公益事務を行わないような場合など。

い。また、当該計画が財務的に実現可能であることについての説明を記載する⁴⁵。

収支予算書は、当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、合同命令第31条に準じて、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用に分けて区分する。公益事務の内容等に即して、適宜、細目を設ける。

収支予算書により、収支の見込み（経理的基礎（第3章第1節第2の1参照））、財務規律（第5章第1節参照）適合の見込みなどを確認する。特定資産公益信託であって、合同命令第19条第3項の規定により収支決算書を作成する公益信託においては、収支予算書と収支決算書の対応を容易に比較できるよう、収支決算書の区分に沿った区分を設け、収入及び支出の見込みを明らかにする。

(3) 公益事務に必要な許認可等を受けていることを証明する書類（同項第3号）

(4) 経理的基礎を有することを明らかにする書類（同項第4号）

ア 公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録（公益信託規則第2条第2項第1号）（第3章第1節第1の2(1)ア参照）

信託設定時の予定財産目録は、財産目録（公益信託法第20条第2項第1号）の作成方法（公益信託規則第43条）に準じて作成する。予定財産目録は、財産基盤について確認するための書類であり、公益信託の規模等に応じた相当の公益事務を実施するに足る信託財産が記載されている必要がある。

少なくとも、信託行為に定められた財産（信託行為において、後日に拋出される旨が明記されているものを除く。）は、予定財産目録に記載されている必要がある。

イ 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（同項第2号）

「公益事務を行うのに必要な経理的基礎」（様式1・⑨参照）（財産基盤の明確化・情報開示の適正性に係る資料）の「1. 財政基盤の明確化」に、公益信託事務の重要な財源として寄附金収入等の見込みがある場合は大口拋出者の氏名又は名称、借入れの予定等を記載する。このほか、経理規程等（不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール）を添付する。

ウ 受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類

○ 法人その他の団体が受託者である場合

当該団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（最終事業年度がない場

⁴⁵ 事業計画書及び収支予算書は、信託行為の内容を証する書面と併せて、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みであることを確認することができる程度の内容である必要がある（第3章第1節第1(4)参照）。

合にあっては、当該団体の成立の日における貸借対照表)を添付する。

これらは、法令等に定められた手続を経て作成されたものであり、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、作成されたものである必要がある。

○ 個人(法人その他の団体以外の者)が受託者である場合

当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書(同項第3号)に、前年(又は前年度)の年収並びに主な資産及び負債の額(その種類を含む。)を明らかにするものとする。この場合において、当該個人が個人事業主であって、貸借対照表を作成しているときは、貸借対照表及び損益計算書を当該書類として取り扱う。なお、公益事務の内容、信託財産の内容、受託者の収入及び財産の状況等に照らして必要がある場合には、行政庁が必要と認める書類として追加で説明を求めることがあり得るものとする。

エ その他経理的基礎を明らかにする書類(同項第4号)

「公益事務を行うのに必要な経理的基礎」(様式1・⑨参照)の「2. 情報開示の適正性」に、収支予算書における費用の額又は収益の額に応じ、公認会計士、税理士又はこれらに準ずる会計事務の精通者等による公益信託事務への関与の仕組みについて記載する(第3章第1節第1第2ウ参照)。

ウ及びエは、受託者のホームページ等において公表している場合(公表した日から1年を経過していない場合に限る。)は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる(公益信託規則第2条第4項)。また、ウについて、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない(公益信託規則第2条第5項)。

(5) 公益信託報酬の支払基準(同項第5号)(第3章第1節第10参照)

(6) その他公益信託規則で定める書類(同項第6号)

ア 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則並びに登記事項証明書)並びに本人確認書類の写し(個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足る書類として行政庁が適当と認めるもの)(公益信託規則第2条第3項第1号)

本人確認書類の写しは、受託者又は信託管理人が個人である場合に添付する。「行政庁が適当と認めるもの」は、運転免許証の写し、パスポートの写し等、行政手続において本人確認書類として一般的に使用されているものである。なお、受託者に係る書類につい

て、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない(公益信託規則第2条第5項)。

イ 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類(同項第2号)

当該書類は、就任時期が明らかにされている必要がある。

ウ 上記のほか公益信託認可基準に適合することを説明した書類(同項第3号)

本書類については、受託者のホームページ等において公表している場合(公表した日から1年を経過していない場合に限る。)は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる(公益信託規則第2条第4項)。

- ・ 公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類(「受託者の組織について」様式1・⑦参照)

公益信託事務に従事する体制(人員数等)を記載する。また、受託者が法人その他の団体である場合には、その団体がどのような者によって運営されているかを明らかにするとともに、その団体の規模や事務処理能力等を明らかにするため、理事、取締役、監事、監査役その他の役員に関する状況及び職員(従業員)数を記載する。受託者が個人である場合には、その個人がどのような者であることを示す要素として、当該受託者の職業に関する事項を記載する。

- ・ 同条第6号、第12号に適合することを説明した書類(「信託財産における株式等の状況」様式1・⑧参照)
- ・ 同条第8号に適合することを説明した書類として別表A(様式1・④参照)
- ・ 同条第9号に適合することを説明した書類として別表B(様式1・⑤参照)
- ・ 同条第10号に適合することを説明した書類として別表C(様式1・⑥参照)
- ・ 同条第11号に適合することを説明した書類として、公益信託事務に要する費用等について、受託者が委託者に示した情報及び説明した内容を記載した書類

エ 受託者、信託管理人及び公益信託が欠格事由に該当しないことを説明した書類として確認書(同項第4号、第5号及び第6号)(様式1・⑩参照)

オ 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。)(同項第7号)

過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書・発行日から3か月以内のものである必要がある。国税にあつては納税証明書「その4」であり、地方税にあつては様式

が自治体ごとに異なる。また、地方税(都道府県税及び市町村税)にあつては、納付義務がある全ての税目に係る証明書が必要である。

なお、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出する者(上場会社等)若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により法第9条第1号ロに掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者(公益法人、特定非営利活動法人等)は、公益信託法第9条第1号ロに掲げる者に該当しない旨を記載した書類を添付することで足りる(公益信託規則第2条第3項ただし書)。「これに準ずる者」とは、有価証券報告書を提出する者(上場会社等)の子会社のことである。

カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあつては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑪参照)

公益信託は、委託者が、その思い・意思を実現するために財産を受託者に信託して、公益事務を行わせる仕組みであり、その趣旨を踏まえると、申請に係る公益信託の内容について受託者が十分に理解した上で、申請内容が委託者の思いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。

このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明する必要がある、その上で、委託者が承諾することが求められる。このため、委託者は、受託者から、

- ・ 信託行為の必要的記載事項及び相対的記載事項(信託行為において定めを必要としている趣旨を含む。)(第4章第1節第1(4)参照)⁴⁶その他信託行為の内容
 - ・ 申請書及び申請書に添付する書類(事業計画書、収支予算書等)の内容
- について説明を受け、その内容を理解した上で承諾したことについて、承諾書を作成することとし、当該書類を添付する。

なお、信託行為の内容を証する書面における委託者の住所を非開示とする場合は、受託者は、申請に当たって委託者の意向を確認し、承諾書にて示すものとする。

キ その他行政庁が必要と認める書類(同項第9号)

- ・ 「行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類として示した書類(第2

⁴⁶ 信託業法第25条においては、信託契約締結時に信託契約の内容として、同法第25条第3号から第16号までに掲げる事項を説明しなければならないとされている。公益信託規則第1条の規定は、信託業法第26条第1項各号の規定も参考に策定されている。

章第2節第2参照)

- その他行政庁が必要と認める書類について、公益事務内容等に応じて必要と考えられる書類・証憑等については第2章第2節第2に記載している。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。
- 上記のほか、任意に「参考情報」の提出を依頼することもあり得るが、その際には、あくまで任意に求めるものである旨を示すものとする。
- 代理人による申請については、業として報酬を得て代理申請が行われる場合、法令遵守の観点から、原則行政書士等(行政書士、行政書士法人、弁護士又は弁護士法人)からの代理申請のみを認めることとし、行政書士名簿への登録を行っていない弁理士、公認会計士又は税理士からの申請は無償で行っている場合を除き認めない⁴⁷⁴⁸。代理申請には、委任状の添付が必要である。なお、代理申請を含め実態として受託者の事務局機能、事務実施等について外部に過度に依存しているときには、公益信託の受託者としての技術的能力を備えていないものと判断される場合もある。
- 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、次に掲げる者に対し、それぞれ掲げる事項について意見を聴くこととされている(公益信託法第10条)。
 - (ア) 許認可等行政庁(その公益事務を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。): 公益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1節第1・第2・第7及び第3章第2節第2の(1)ア参照)
 - (イ) 国税庁長官等: 公益信託法第9条第1号ロに規定する事由(第3章第2節①(イ)参照)
 - (ウ) 警察庁長官等: 公益信託法第9条第2号二、第4号及び第6号に規定する事由(第3章第2節(1)カ、(2)イ参照)そのほか、審査に当たって必要がある場合には、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。受託者又は信託管理人が公益法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他監督官庁がある法人である場合には、当該監督官庁に意見を聴くものとする。
- 行政庁は、公益信託認可の申請に対する処分をしようとする場合(欠格事由に該当し、又は

⁴⁷ 行政書士法第2条の規定では、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者等は行政書士となる資格を有するが、行政書士となる資格を有するだけでは代理申請について業として報酬を得て行うことができず、弁理士、公認会計士及び税理士については、登録料を支払い行政書士名簿への登録を行った者のみが「行政書士」(又は「行政書士法人」)として法人の代理申請を業として報酬を得て行うことができる(行政書士法第6条、第19条第1項)。

⁴⁸ 弁護士(又は弁護士法人)については、弁護士法により法律事務全般を取り扱うことができる(弁護士法第72条)。個人又は法人が無報酬での代理申請は、民法上の代理行為(民法第99条)として行うことができる。

行政手続法第7条の規定に基づき、認可を拒否する場合を除く。)には、委員会等に諮問しなければならない(公益信託法第34条第1項第1号⁴⁹)。その際には、公益信託法第10条の規定による許認可等行政機関の意見を付さなければならないとされている。

- 委員会の答申は公表される(公益信託法第35条)。行政庁は、委員会の答申を尊重して処分を行う。
- 行政庁は、公益信託認可をしたときは、その旨を公示することとされている(公益信託法第11条)。具体的には、「公益法人information」において、①公益信託コード、②公益信託の名称、③受託者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所)、④公益事務の内容、⑤特定資産公益信託である場合は、その旨を公示する。
- 公益信託認可の申請は行政手続法上の申請であり、行政庁の決定は処分に当たる。行政庁の不作为に対しては不作为の審査請求(第1章第5節第3参照)や不作为の違法確認訴訟(行政事件訴訟法第3条第5項)によって、救済を求めることができる。また、不認可処分に対しては、受託者は審査請求(第1章第5節第3参照)や取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)によって、当該処分を争うことができる。
- 公益信託認可を受けた場合には、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要である(第5章第2節第1の1(備考)及び同2(6)参照)。

第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)

- 公益信託の受託者は、信託法における信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任を含む公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をするときは、1裁判所の命令による変更等の場合⁵⁰又は2公益信託規則第11条に規定される軽微な信託の変更を除き、行政庁の認可を受けなければならない(公益信託法第12条第1項)。なお、1及び2の場合には、変更の届出(公益信託法第14条第1項)が必要となる(第4章第2節第4参照)。
- 具体的には、信託行為において定めた事項の変更であって、次に該当するものについて変更認可申請が必要となる。
なお、公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するものである場合に限られる(公益信託法第12条第2項)。

⁴⁹ 都道府県知事が行政庁の場合は、公益信託法第38条の規定により準用される同法第34条。

⁵⁰ 裁判所の命令による信託の変更(信託法第150条第1項)、公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任(公益信託法第31条第1項)、裁判所による信託の終了の命令に伴う新受託者の選任(信託法第173条第1項)、受託者又は信託管理人の任務が終了した場合における裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任(信託法第62条第4項、第129条第1項)をいう。

(1) 公益事務を行う区域の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

○ 信託行為で定めるとされている公益事務を行う区域について

ア 二以上の都道府県から一の都道府県の区域内に変更するもの(内閣総理大臣→都道府県の知事)

イ 一の都道府県の区域内から二以上の都道府県の区域内に変更するもの(都道府県の知事→内閣総理大臣)

(2) 受託者又は信託管理人の変更

(3) 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項の変更(対象となる行為を行う場合に信託行為に定めなければならない事項(相対的記載事項)を含む。)(1)、(2)(受託者又は信託管理人の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を含む。)及び公益信託の名称の変更を除く。)

変更認可が必要な事項は、公益信託法第7条第2項の規定に基づき申請書に記載した事項であり、形式的には信託行為に定められていなくとも、信託行為を補足するために申請書に記載した事項についても対象となる(第2章第1節第2参照)。

- ・ 信託管理人となるべき者を指定する定め(公益信託法第4条第2項第2号)
- ・ 帰属権利者を指定する定め(同項第3号)
- ・ 公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)
- ・ 公益信託の目的(公益信託規則第1条第2号)
- ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
- ・ 受託者の職務に関する事項(同条第6号)
- ・ 公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
- ・ 信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
- ・ 信託事務年度(同条第9号)
- ・ 公益信託の存続期間を定める場合における当該期間に関する事項(同条第10号)
- ・ 受託者が二人以上ある場合における各受託者の職務に関する事項(同条第11号)
- ・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合における公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容(同条第12号)
- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関を置く場合における当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法(同条第13号)
- ・ 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に規定する行為(利益相反行為)を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容(同条第14号)
- ・ 公益信託報酬を支払う場合における公益信託報酬に関する事項(同条第15号)

ただし、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(公益信託規則第11条第6号)については、軽微な変更として変更認可が不要(変更届出が必要)となる(第4章第2節第4参照)。

○ 変更認可の申請書には、変更に係る事項を記載しなければならない。申請書には、第2①から⑥までに掲載した添付書類のうち、変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの(公益信託規則第12条第2項柱書)のほか、次の書類を添付する。

- ・ 当該信託の変更又は当該選任に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面(同項第1号)。なお、信託法第7条第2項各号に掲げる事項として申請書に記載された事項の変更については、信託の変更として信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意が必要となる。
- ・ 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類(同項第2号)
- ・ 行政庁が必要と認める書類(同項第3号)(具体的内容等については、第4章第2節第2(6)ケ)参照)

○ 行政庁の変更を伴う変更認可申請は、変更前の行政庁を経由して行うこととされている(公益信託法第13条第1項)。この場合において、申請書の提出を受けた行政庁は、速やかに変更後の行政庁に連絡し、関係書類を送付するものとする^{51 52}。

○ 公益信託認可基準(公益信託法第8条)及び欠格事由(公益信託法第9条)の規定は、変更認可において準用されており(公益信託法第12条第6項)、公益信託認可と同じ基準が適用される。

ただし、変更認可申請をする公益信託は、一度行政庁の公益信託認可を受け、行政庁の監督の下で活動するものであり、公益信託の受託者の業務運営を含め公益信託全般について改めて審査を行う意義は乏しく、行政効率に反するだけでなく、その審査に時間を要することは柔軟・迅速な公益活動の展開を阻害することになりかねない。

したがって、公益信託法に基づく勧告処分等が行われ、又は報告徴収(第6章第3節第2参照)若しくは立入検査(第6章第4節第2参照)の結果を踏まえて具体的な監督処分等が検討されている場合を除き、変更認可申請に係る審査においては、変更認可において申請のあった変更内容についてのみ行い、それ以外の基準については適合しているとして取り扱うことを原則と

⁵¹ 行政庁の変更を伴う変更認可申請に関係する行政庁は、相互に密接に連絡を取り、公益信託の受託者に不都合が生じないようにすることが求められる。

⁵² 行政庁が認可又は不認可の処分を行ったときは、直ちに従前の行政庁に通知する(公益信託規則第13条第2項)。認可の処分がされた場合には、変更後の行政庁は、変更前の行政庁から遅滞なく、関係書類等の引継ぎを受けなければならない(公益信託規則第13条第2項・第3項)

する⁵³。この場合において、審査の過程で変更内容以外に確認すべき事項が生じた場合には、変更認可申請に係る審査とは切り離して、監督上の措置の必要性について検討を行うものとする。

勧告処分等に対する公益信託の受託者の対応が明らかにならない限り、又は、報告徴収若しくは立入検査の結果を踏まえた検討結果が出なければ、公益信託法第12条第6項で準用する公益信託法第8条及び第9条に適合等するか判断できない場合には、行政庁(公益認定等委員会)は、それまでの間、変更認可申請に係る審査を保留することができるものとする。

- 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、許認可等行政庁(変更に係る事業を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。)に対し、公益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1節の第1・第2・第4及び第2節(3)・(4)参照)の意見を聴かなければならない(公益信託法第12条第6項)。そのほか、審査に当たって必要がある場合に、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。
- 行政庁は、変更の認可申請に対する処分をしようとする場合には、原則委員会へ諮問し(公益信託法第34条第1項第1号⁵⁴)、委員会からの答申を受けて認可又は不認可の処分を行う。当該答申は公表される(公益信託法第35条第1項)。
- 行政庁は、変更認可をしたときは、その旨を公示することとされている(公益信託法第12条第6項・第11条)。公益信託コード、公益信託の名称、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所)、公益事務の内容(変更後のもの)、特定資産公益信託についての変更認可である場合は、その旨のほか、変更に係る説明について公示する。
- 行政庁は、変更認可をした場合において、ア変更後の信託行為、イ公益事務の種類及び内容に変更があった場合には、変更後の公益事務の種類及び内容、ウ事業計画及び収支予算書等に変更があった場合には、変更後の事業計画及び収支予算書等を、行政庁における公表の対象とするものとする(公益信託法第21条第2項)(第5章第2節第1の5参照)。

第4 公益信託の変更の届出(公益信託法第14条)

- 公益信託の受託者による公益信託の適正な運営を確保するため、公益信託の透明性確保の観点から公表するとともに、行政庁が把握しておく必要がある事項について変更を行った場合に、

⁵³ これを前提に、公益法人制度において、内閣府では、変更認定申請に係る標準処理期間を40日に設定している。なお、内閣府による公益信託制度における標準処理期間は、公益信託法施行後、実務の蓄積を待って速やかに定めることとしている(第1章第3節第2(1)参照)。

⁵⁴ 都道府県知事が行政庁となる場合は、公益信託法第38条の規定により第34条の規定が準用される。

遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- 公益信託の変更の届出については、公益信託法第12条第1項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合に行う(公益信託法第14条第1項)。このため、公益信託法第7条第2項に記載された事項(信託行為の内容を含む。)の変更については変更認可申請又は変更届出により、必ず行政庁が把握し、公表されることとなる。変更の届出があった場合には、その旨は公示される(公益信託法第14条第2項)。

- 1 公益信託の名称(公益信託規則第11条第1号)
- 2 受託者及び信託管理人の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。受託者である法人が合併又は分割した場合における変更を除く。)(同条第2号)

ここでいう「氏名又は住所(代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)」の変更とは、例えば、受託者である法人が名称変更をした場合や、主たる事務所を移転した場合等である。受託者又は信託管理人が変更される場合は含まれない。

受託者である法人が合併又は分割した場合は、合併後の法人又は分割後に受託者の権利義務を承継する法人は、変更認可申請が必要となる。

- 3 公益事務の実施区域の変更であつて、行政庁の変更を伴わないもの(同条第3号及び第4号)
- 4 1から3までのほか、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項以外のもの(信託行為に任意で定めているもの(任意的記載事項))(同条第5号)
- 5 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(同条第6号)

「内閣総理大臣が定めるもの」については、今後、判断の蓄積に応じ定める予定であり、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。

- 公益信託の受託者は、上記の変更を行った場合には、「遅滞なく」、つまり、正当な又は合理的な理由による遅滞を除き速やかに届け出なければならない。
- 届出をしようとする受託者は、届出書を提出しなければならない(公益信託規則第14条第1項)。変更の区分によっては、次にそれぞれ定める書類を添付しなければならない(同条第2項)。変更の届出を怠ること等は過料の対象となる(公益信託法第49条第1号)。
 - (1) 信託法第150条第1項の規定による信託の変更の場合は、その変更を証する書面
 - (2) 公益信託法第31条第1項若しくは信託法第173条第1項の規定による新受託者の選任又は同法第62条第4項(同法第129条第1項において準用する場合を含む。)の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任の場合は、その選任を証する書面
 - (3) 公益信託規則第11条各号に掲げる軽微な信託の変更の場合は、当該信託の変更に係

る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面

- 行政庁は、変更届出の際に提出された財産目録等については、公益信託法第21条第2項に基づき、公表するものとする。

第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)

- 公益信託の受託者や信託管理人が辞任した又は解任された場合に、行政庁が適時に情報を把握し、幅広いステークホルダーに明らかにする(公表する)ため、受託者は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならないとされている。届出は、公益信託規則様式第4号により作成した届出書により行う(公益信託規則第15条)。
- 行政庁は、届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第15条第2項、公益信託規則第56条)。
- 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときには、当該公益信託は終了する。なお、これらの者が就任しない状態が1年継続したときであっても、その間にこれらの者の選任の認可の申請がされ、その申請に対する処分がされるまでの間は、その公益信託は終了しない(読替信託法第163条第3号)。

第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)

- 公益信託に係る信託の併合⁵⁵又は信託の分割⁵⁶(以下「公益信託の併合等」という。)がされる場合には、公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない(公益信託法第22条第1項)。

なお、当該信託を設定した委託者の意思を尊重する観点から、公益信託の併合等は当初の信託と類似である場合に限り、することができる(公益信託法第22条第2項、3項)。

また、公益信託の併合等は、公益信託認可基準(公益信託法第8条)に適合し、欠格事由(公益信託法第9条)のいずれにも該当しないと行政庁が認めて、認可を受けなければ効力が生じない⁵⁷(公益信託法第22条第4項、7項)。

- 公益信託の併合等の認可の申請をしようとする受託者は、公益信託の併合等の区分に応じて、

⁵⁵ 「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすること(信託法第2条第10項)をいう。

⁵⁶ 「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいい、「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいう(信託法第2条第11項)。

⁵⁷ 公益信託の併合については併合後の公益信託を、吸収信託分割においては分割信託及び承継信託を、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託を、それぞれが引き続き公益信託認可の基準に適合するか審査する必要がある。

様式第7号から様式第7号の5により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第22条第5項、公益信託規則第50条第1項)。

- 公益信託の併合等の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない(公益信託法第22条第6項、公益信託規則第50条第2項)。

- 1 (1)「信託の併合にあつては併合後」の、(2)「吸収信託分割にあつては分割信託及び承継信託」の、(3)「新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託」の公益信託法第7条第3項各号に掲げる書類

- 2 公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面

- ・ 合意があつたことを証する書面は、「公益信託の併合」の場合は、読替信託法第151条及び合同命令第6条に掲げる事項、「吸収信託分割」の場合は、読替信託法第155条及び合同命令第8条に掲げる事項、「新規信託分割」の場合は、読替信託法第159条及び合同命令第10条に掲げる事項を明らかにした書面となる。

- 3 行政庁が必要と認める書類

- ・ 行政庁が必要と認める書類は、読替信託法第152条第2項、第156条第2項及び第160条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該公益信託の併合等をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書類とする(読替信託法第152条第2項・合同命令第7条、第156条第2項・合同命令第9条及び第160条第2項・合同命令第11条)。

- 行政庁は、常に最新の信託行為を把握し、公表する必要がある。申請時に提出されるのは、変更案に留まるため、公益信託の併合等の認可を受けた受託者は、変更後の信託行為を遅滞なく行政庁に提出しなければならない(公益信託規則第50条第3項)。

第7 公益信託の継続(公益信託法第24条)

- 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなり、公益信託が終了した場合(読替信託法第163条第1項)であっても、委託者(現存する場合に限る。)、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を変更して、公益信託を継続することができる(公益信託法第24条第1項)。変更後の目的は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる(同法第12条第2項)。

- 公益信託が終了した後は清算手続が開始しており、権利関係が不確定な状態を継続することは相当ではないことから、公益信託の継続に係る公益信託の目的の変更は、信託の終了の届出(同法第25条第1項)の日から3か月以内に、当該公益信託の受託者は行政庁による変更の認可(同法第12条第1項の認可)を受けなければならない(同法第24条第2項)。

第8 信託の終了の届出等(公益信託法第25条)

- 公益信託は、読替信託法第163条の規定によるほか、公益信託法第30条第1項又は第2項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する(公益信託法第23条第1項)。

また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である(第3章第1節第4参照)。

- 公益信託が終了した場合(信託の併合によって終了した場合(読替信託法第163条第5号)及び公益信託認可の取消しによって終了した場合(公益信託法第30条第1項及び第2項)を除く。)は、公益信託の終了について、受託者(信託財産についての破産手続開始の決定により公益信託が終了した場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、公益信託規則様式第8号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第25条第1項、公益信託規則第51条)。
- 行政庁は、届出があつた場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第25条第2項、公益信託規則第56条)。

第9 清算の届出(公益信託法第26条)

- 公益信託が終了した場合の手続として、清算受託者は、公益信託の1残余財産の給付の見込み及び2清算の終了について、行政庁に届け出なければならない。なお、公益信託の残余財産の帰属が定まらない場合に、残余財産は、行政庁が内閣総理大臣である場合は国庫に、行政庁が都道府県知事である場合は、当該都道府県に帰属することとされている(公益信託法第27条)。
 - 1 残余財産の給付の見込みの届出は、公益信託の終了の日から3か月が経過したときは、遅滞なく、公益信託規則様式第9号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

なお、当該届出書には、当該公益信託に係る残余財産の給付を受ける法人が公益信託法第8条第13号イからトまでに掲げる法人である場合は、当該法人である旨を証する書類として、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない(公益信託法第26条第1項、公益信託規則第52条第1項、2項)。
 - 2 清算終了の届出は、(1)公益信託規則様式第10号により作成した届出書、(2)信託事務に関する最終の計算の内容を証する書類(最終計算書)及び最終計算書に係る信託管理人及び帰属権利者の承認があつたことを証する書類を添付しなければならない(読替信託法第184条第1項、公益信託規則第52条第3項及び4項)。
- 行政庁は、清算終了の届出があつた場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第26条第3項、公益信託規則第56条)。